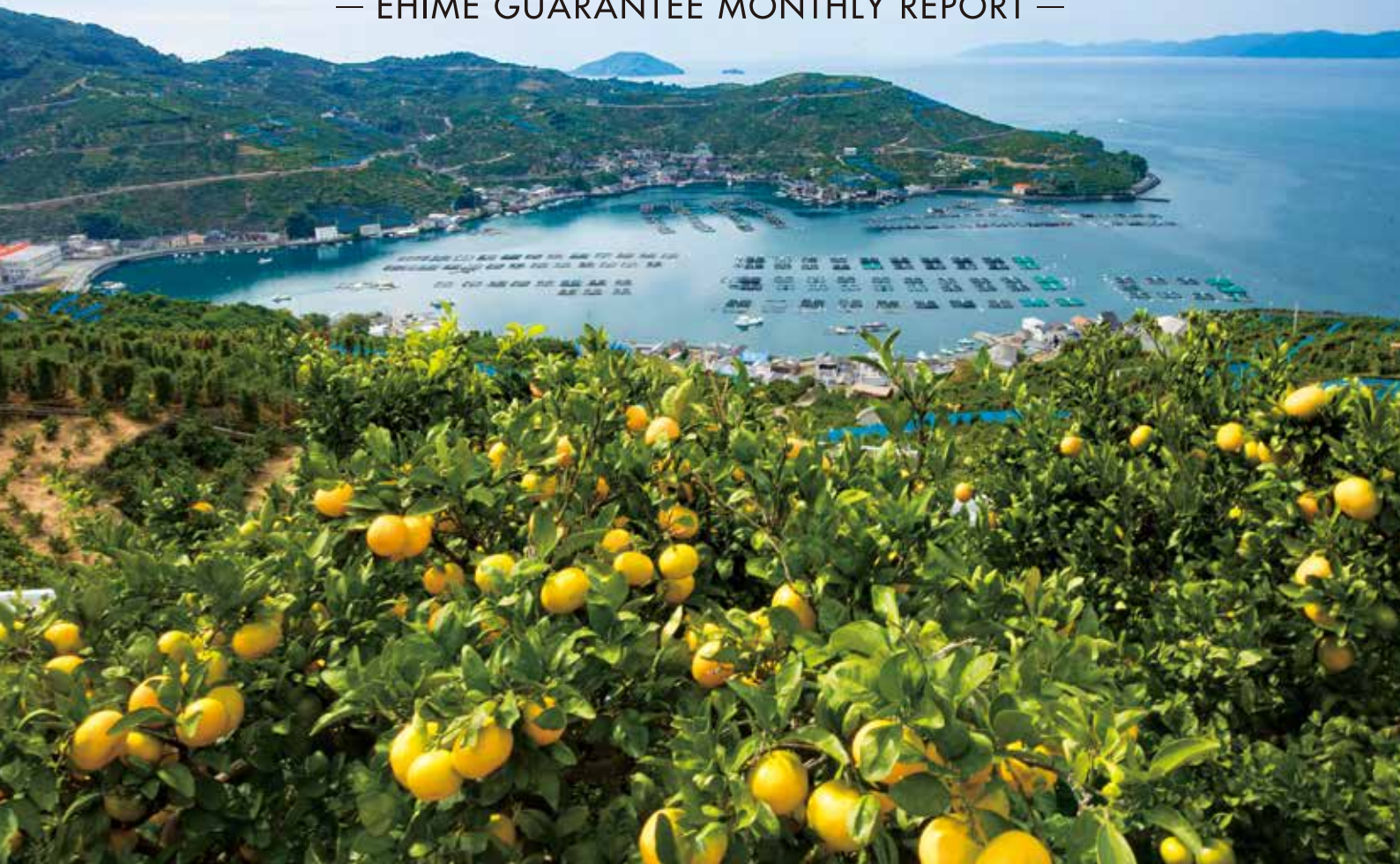


# 保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —



みかんの段々畑と宇和海（八幡浜市）

2017/10

## 〈Guarantee Information〉

### ◇お知らせ

経営安定関連保証5号の指定業種について  
経営安定関連保証4号指定期間延長等について  
創業者向け冊子を発行しました  
創業セミナーの出席について

### ◇平成29年度 上半期事業実績

### ◇Q&A よくある質問

## 〈Column〉地域の魅力発信

### ◇No.11 松山市

道後温泉別館 飛鳥乃湯泉

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE  
愛媛県信用保証協会

# 保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —

2017/10

## Contents

### 〈Guarantee Information〉

#### ◇お知らせ

- 経営安定関連保証5号の指定業種について ..... ①
- 経営安定関連保証4号指定期間延長等について ..... ①
- 創業者向け冊子を発行しました ..... ②
- 創業セミナーの出席について ..... ②

#### ◇平成29年度 上半期事業実績 ..... ③

#### ◇Q&A よくある質問 ..... ⑦

### 〈保証状況〉

#### ◇今月の保証概況(平成29年9月) ..... ⑧

#### ◇本・支所別保証状況 ..... ⑨

#### ◇金融機関別保証状況 ..... ⑨

#### ◇業種別保証状況 ..... ⑩

#### ◇金額別・期間別・用途別保証状況 ..... ⑪

#### ◇市町制度保証状況 ..... ⑫

#### ◇ランキングベスト10 ..... ⑬

#### ◇金融機関店舗別保証状況 ..... ⑭

### 〈融資保証制度〉

#### ◇融資保証制度一覧 ..... ⑳

#### ◇信用保証料率表 ..... ⑳

#### ◇保証協会団信実績 ..... ㉓

### 〈Column〉地域の魅力発信

#### ◇No.11 松山市 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉



## 当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



### お知らせ(更新・新着情報)

- 2017年10月02日／保証の概況「平成29年9月」を掲載しました。
- 2017年09月11日／保証月報9月号を掲載しました。
- 2017年09月01日／保証の概況「平成29年8月」を掲載しました。
- 2017年08月15日／当協会の創業支援の取組みが愛媛新聞に掲載されました。
- 2017年08月08日／保証月報8月号を掲載しました。

## 経営安定関連保証5号の指定業種について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づくセーフティネット保証5号について、新たに平成29年10月1日から平成29年12月31日まで（平成29年度第3四半期分）の指定業種が中小企業庁より公表されましたのでお知らせします。

1. 指定業種 161 業種
  2. 指定期間 平成29年10月1日から平成29年12月31日まで
- 指定業種の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

<中小企業庁 HP> [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

### [企業認定基準]

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近3カ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

## 経営安定関連保証4号指定期間延長等について

平成28年熊本県熊本地方の地震による災害についてセーフティネット保証4号の指定地域及び期間が変更されましたので通知します。

### <指定地域>

熊本県	全域
大分県	別府市、日田市、竹田市、宇佐市、由布市、九重町

### <指定期間>

延長前：平成29年 9月14日

延長後：平成29年12月14日

## 創業者向け冊子を発行しました

このたび、当協会の取り組みについて漫画で紹介した創業者向け冊子を作成しました。漫画以外にも、既に開業した方等の体験談を取材した記事も掲載しています。

創業者の方にとって、より身近な存在となることを目指して取り組んでいます。興味のある方は、気軽にお問い合わせください。



## 創業セミナーの出席について

当協会職員が、9月2日の未・来 Job まつやま主催“創業塾セミナー”と9月14日の伊予銀行主催“いよぎんみらい起業塾”にて、「信用保証制度について」というテーマで講師をさせていただきました。創業を目指す方に当協会を知ってもらい、資金調達や経営相談先として利用してもらうことを期待しています。



9月2日 未・来 Job まつやま主催  
“創業塾セミナー”の様子



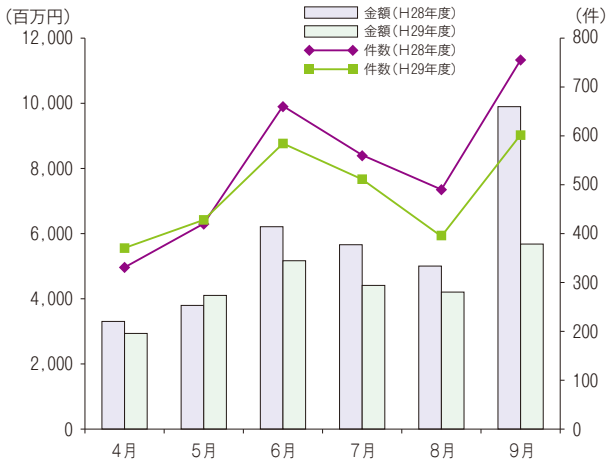
9月14日 伊予銀行主催  
“いよぎんみらい起業塾”の様子

平成29年度の上半期事業実績（平成29年4月～平成29年9月）は下記の通りです。

## 保証実績

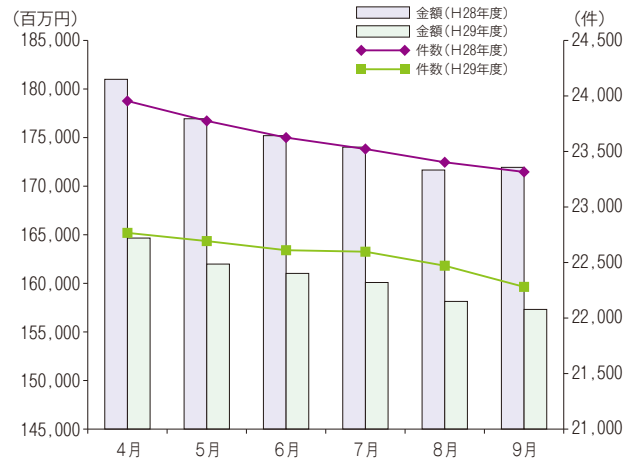
保証承諾は対前年同期比77.6%と前年実績を下回り、保証債務残高も対前年同期比91.4%と前年実績を下回る

### ◆保証承諾



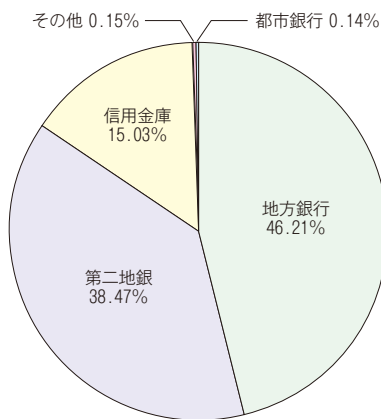
保証承諾件数は2,887件、金額は26,254百万円となり、対前年同期比は件数で89.83%、金額で77.62%と減少した。

### ◆保証債務残高



保証債務残高（平成29年9月末）は、件数22,280件、金額は157,197百万円となり、対前年同期比は件数で95.55%、金額で91.39%と下回って推移した。

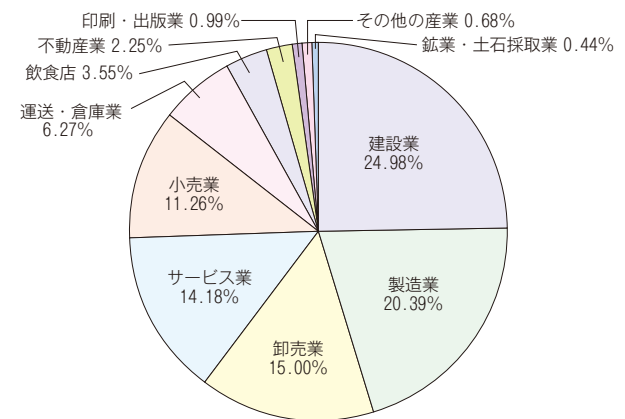
### ◆金融機関群別保証承諾（金額）



金融機関群別保証承諾における構成比は、地銀46.21%、第二地銀38.47%、信用金庫15.03%、都銀0.14%となった。

対前年同期比は、信用金庫90.92%、第二地銀84.54%、地銀69.86%、都銀28.15%となった。

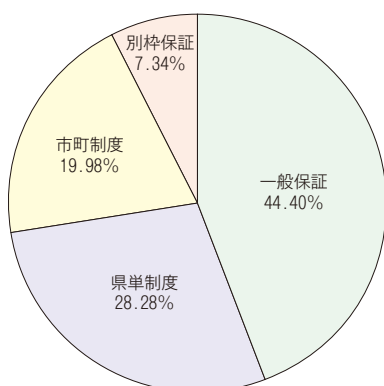
### ◆業種別保証承諾（金額）



業種別保証承諾における構成比は、建設業24.98%、製造業20.39%、卸売業15.00%、サービス業14.18%と続いた。

対前年同期比は、その他の産業215.23%、鉱業・土石採取業151.3%、製造業88.98%、卸売業80.77%、印刷・出版業80.56%と続いた。

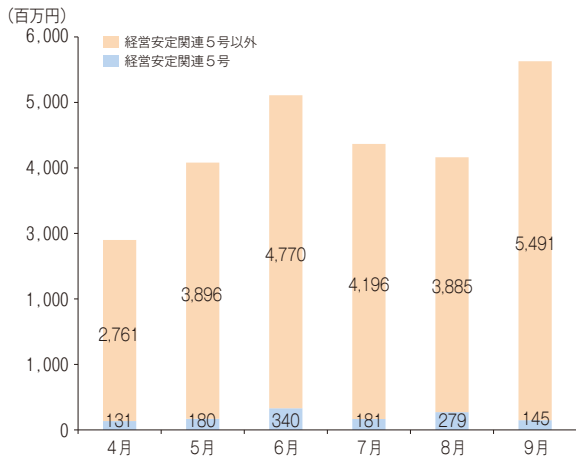
### ◆保証制度別保証承諾（金額）



保証制度別保証承諾における構成比は、一般保証44.40%、県単制度28.28%、市町制度19.98%、別枠保証7.34%となった。

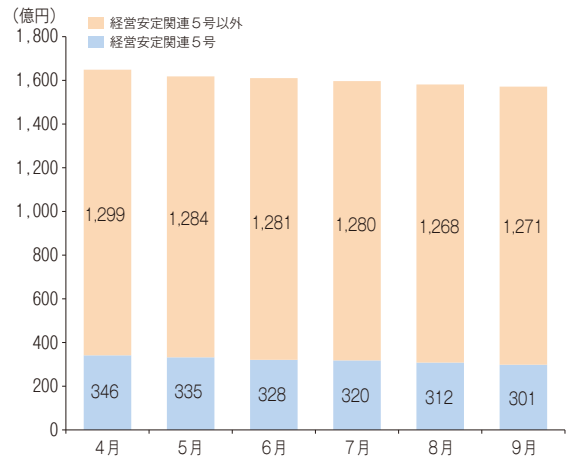
対前年同期比は、市町制度120.18%、別枠保証73.33%、一般保証73.18%、県単制度68.11%となった。

### ◆経営安定関連5号の保証承諾月別推移(金額)



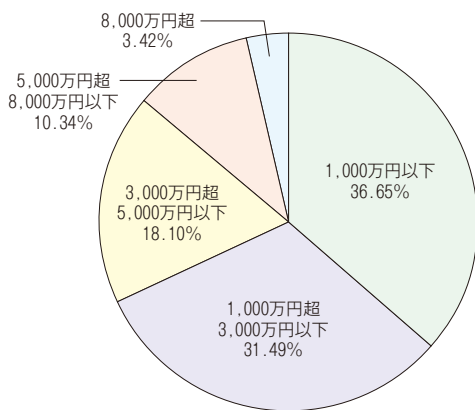
経営安定関連5号の保証承諾は1,255百万円、全承諾に占める割合は4.78%となった。

### ◆経営安定関連5号保証債務残高月別推移(金額)



(注) 経営安定関連5号には、全国緊急保証制度として保証債務残高があるものを含む。  
保証債務残高に占める経営安定関連5号(緊急保証含む)の割合は、平成29年3月末時点で25.00%であったが、5号指定業種減少の影響により平成29年9月末時点で19.17%まで減少している。

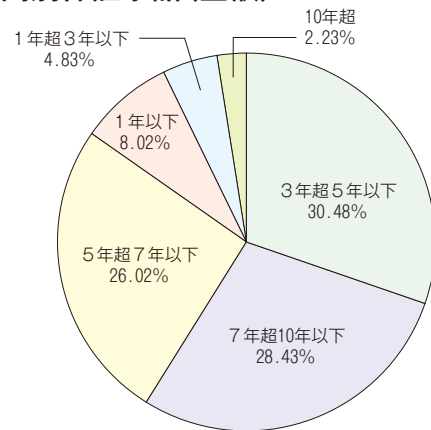
### ◆金額別保証承諾(金額)



金額別保証承諾における構成比は、1,000万円以下36.65%、1,000万円超3,000万円以下31.49%、3,000万円超5,000万円以下18.10%、5,000万円超8,000万円以下10.34%、8,000万円超3.42%となった。

対前年同期比は、8,000万円超108.97%、1,000万円以下96.85%、1,000万円超3,000万円以下72.90%、5,000万円超8,000万円以下70.62%、3,000万円超5,000万円以下60.31%となった。

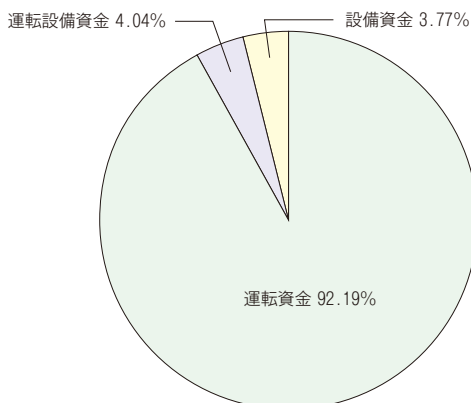
### ◆期間別保証承諾(金額)



期間別保証承諾における構成比は、3年超5年以下30.48%、7年超10年以下28.43%、5年超7年以下26.02%、1年以下8.02%と続いた。

対前年同期比は、1年超3年以下104.22%、5年超7年以下80.63%、3年超5年以下80.17%、7年超10年以下77.04%と続いた。

### ◆資金用途別保証承諾(金額)



資金用途別保証承諾における構成比は、運転資金92.19%、運転設備資金4.04%、設備資金3.77%となった。

対前年同期比は、運転設備資金116.30%、運転資金76.78%、設備資金71.39%となった。

### ◆金融機関店舗別新規先保証件数

(平成29年4月～平成29年9月保証承諾分)

No	金融機関	支店	件数
1	伊予銀行	今治支店	10
1	愛媛銀行	大街道支店	10
1	愛媛銀行	本店営業部	10
4	伊予銀行	西条支店	9
4	愛媛銀行	今治支店	9
6	宇和島信用金庫	本店営業部	8
6	愛媛銀行	新居浜支店	8
8	愛媛銀行	西条支店	7
8	愛媛銀行	宇和島支店	7
8	愛媛信用金庫	郡中支店	7
8	愛媛銀行	卯之町支店	7
8	愛媛信用金庫	平井支店	7
8	宇和島信用金庫	恵美須町支店	7
8	愛媛信用金庫	新居浜支店	7

## 返済条件緩和にかかる貸付条件変更承諾実績

返済条件の変更のみの条件変更件数は88.30%となった。

(単位:件、百万円)

	平成28年度上半期		平成29年度上半期	
	実績	対前年同期比	実績	対前年同期比
件数	1,026	87.84%	906	88.30%
金額	11,118	88.36%	10,060	90.48%

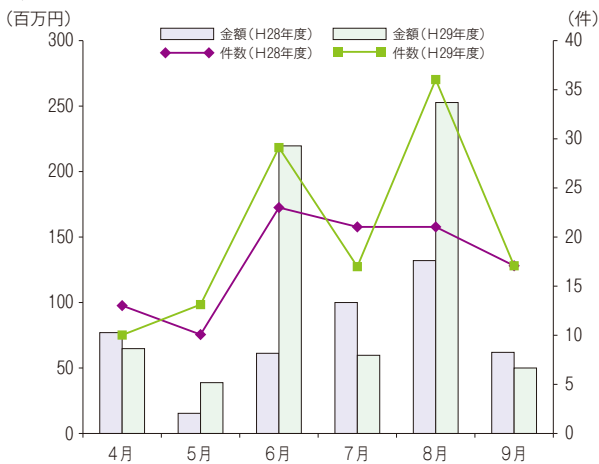
※上記実績値は全国信用保証協会連合会の集計値による。

返済緩和承諾実績は、件数906件、金額は10,060百万円で、対前年同期比は件数で88.30%、金額で90.48%と減少した。

## 事故実績

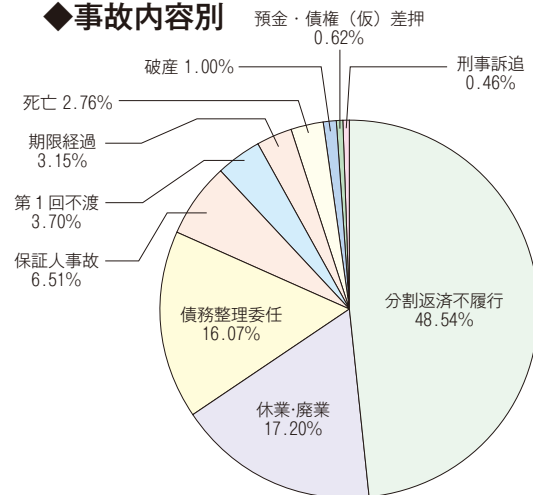
事故受付金額は683百万円、対前年同期比154.33%と前年度実績を上回る

### ◆事故受付



事故報告受付は、件数122件、金額は683百万円となり、対前年同期比は件数で116.19%、金額で154.33%と前年実績を上回った。

### ◆事故内容別



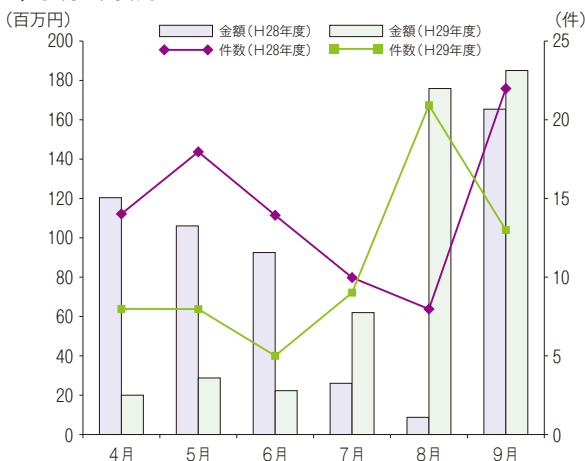
事故内容別における構成比は、分割返済不履行48.54%、休業・廃業17.20%、債務整理委任16.07%と続いた。

対前年同期比は、死亡967.08%、分割返済不履行494.49%、保証人事故277.12%と続いた。

## 代位弁済

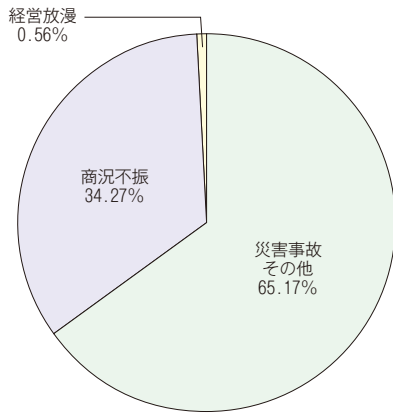
代位弁済金額は493百万円、対前年同期比94.88%と前年実績を下回る

### ◆代位弁済



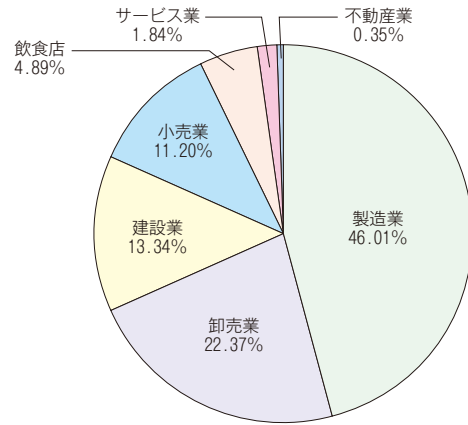
代位弁済件数は64件、金額は493百万円となり、対前年同期比は件数で74.42%と前年実績を下回り、金額も94.88%と前年実績を下回った。

## ◆原因別代位弁済(金額)



原因別代位弁済における構成比は、災害事故その他65.17%、商況不振34.27%、経営放漫0.56%と続いた。  
対前年同期比は、災害事故その他552.43%、商況不振42.09%、経営放漫10.45%と続いた。

## ◆業種別代位弁済(金額)

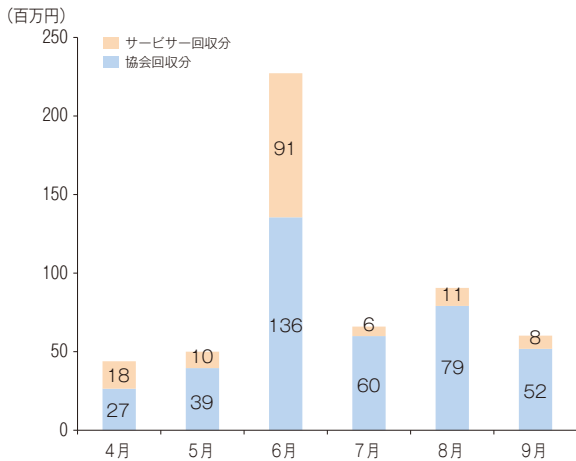


業種別代位弁済における構成比は、製造業46.01%、卸売業22.37%、建設業13.34%と続いた。  
対前年同期比は、製造業1091.13%、卸売業219.64%、飲食店112.53%と続いた。

## 回収

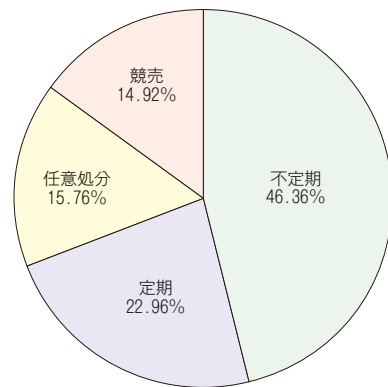
回収金額は538百万円、対前年同期比156.57%と増加

### ◆回収



回収金額は538百万円となり、対前年同期比156.57%と前年同期を上回った。  
回収金額のうち協会回収金額は393百万円となり、対前年同期比139.81%と前年同期を上回った。

### ◆回収内訳



回収内容における構成比は、不定期46.36%、定期22.96%、任意処分15.76%、競売14.92%となった。  
対前年同期比は、不定期234.22%、競売169.92%、任意処分167.09%は前年同期を上回り、定期88.78%は前年同期を下回った。

## おわりに

愛媛県内の経済情勢としては、個人消費、住宅投資は底堅く推移し、企業の生産活動も振れを伴いつつも緩やかな持ち直しが続いており、雇用情勢の改善もあって、総じて回復基調にあります。こうした環境下、金融機関の低金利競争は継続していますが、中小企業・小規模事業者は未だ投資意欲が低く、設備投資の面では盛り上がりを欠く状態が続いており、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるため、中小企業・小規模事業者などを取り巻く環境の変化には注意が必要であると考えています。

一方、保証付き融資についてですが、近時、企業の資金繰りにも改善の兆しがみられるようになり、企業倒産件数は低い水準で推移しているため、上期の代位弁済件数及び金額も対前年同期比を下回っています。

保証承諾、保証債務残高の面では、「信用保証料の割高感」や「金融機関が担保や保証に依存しない融資」を推進していることもあり、

平成29年度上期実績については、保証承諾、保証債務残高ともに大幅な減少傾向となっておりますが、平成29年5月には、瀬戸内7県の信用保証協会が協調した“ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)”の取扱いを開始し、積極的に地方創生の貢献に取り組んでいます。

先般国会で成立した「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の可決に伴い、保証協会の業務の在り方も見直しされるなど、保証協会を取り巻く環境は大きく変化しますが、今後も、金融機関、地方公共団体、商工団体等の関係機関との連携を強化し、県内中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた支援に取り組み、実態やニーズを把握した的確な対応を行っていくことで、県内中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして、保証協会としての存在意義を発揮していく所存です。

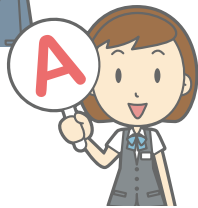


# Q&A

## よくある質問



地域産業応援保証(すごサポ)の資格要件である愛媛県が作成するデータベースに掲載されているかどうかはどのように確認すれば良いですか？

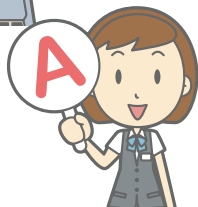


掲載企業は愛媛県が発刊している各データベースの冊子(スゴ技・すご味・すごモノ・スゴVen.)、又は愛媛県のホームページで確認は可能です。

なお、地域産業応援保証(すごサポ)については、平成29年4月1日から、通常の保証料率より▲0.15%優遇されています。



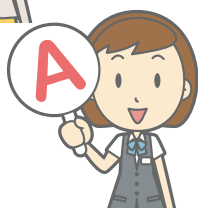
優良ランク保証(バリュー5000)・II(グッド3000)では、プロパー貸金の旧債振替を認めているが、申込金額の全額がプロパー貸金の旧債振替となっても問題はありますか？



全額がプロパー貸金の旧債振替に充当されても構いません。ただし、当該企業・申込人にとって有益となる場合に限られます。例としては、「財務構成の是正により、財務面の健全化が図られる」、「保証付融資の導入により、与信の拡大が図られる」などです。また、優良ランク保証Ⅲ(ファイン1000)でもプロパー貸金の旧債振替は可能ですが、旧債振替の対象となるプロパー貸金は、「事業資金」に限られますので、注意してください。



完済日から1年3ヶ月を超えた場合の保証料返戻については、減額となりますが、返戻される金額が1,000円未満となった場合でも返戻してもらえますか？



保証料の返戻金額が1,000円未満となった場合は、保証料の返戻はしません。

# 今月の保証概況 (平成29年9月)

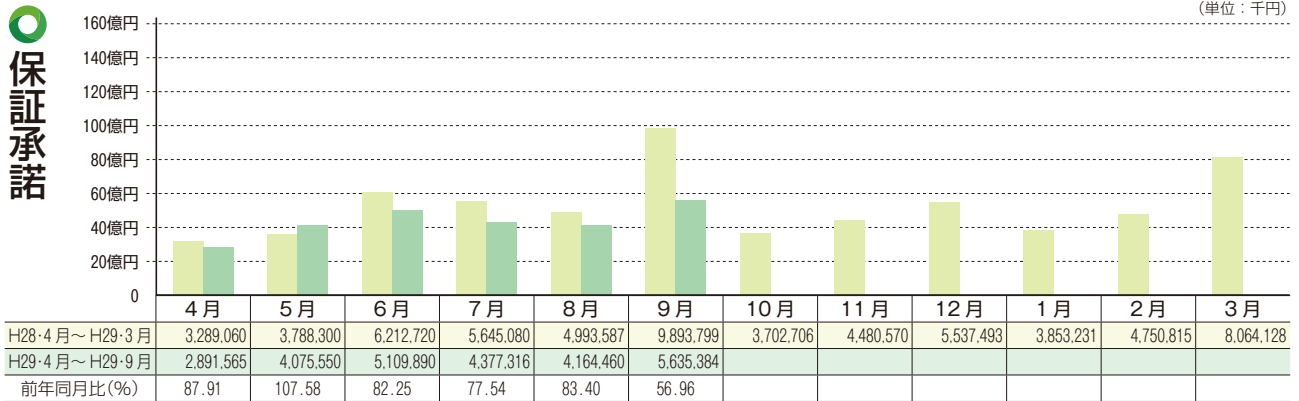
## 実績

(単位：千円)

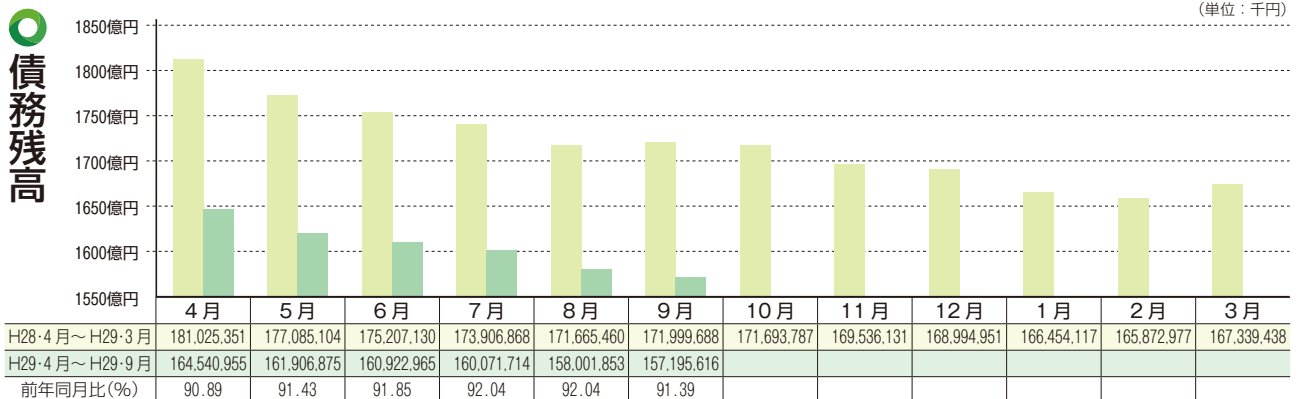
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	576	5,149,184	77.52	55.89	2,938	26,695,515	88.84	77.46
保証承諾	601	5,635,384	79.50	56.96	2,887	26,254,165	89.83	77.62
保証債務残高	—	—	—	—	22,280	157,196,616	95.55	91.39
代位弁済	13	184,582	59.09	111.41	64	492,811	74.42	94.88

## 推移グラフ

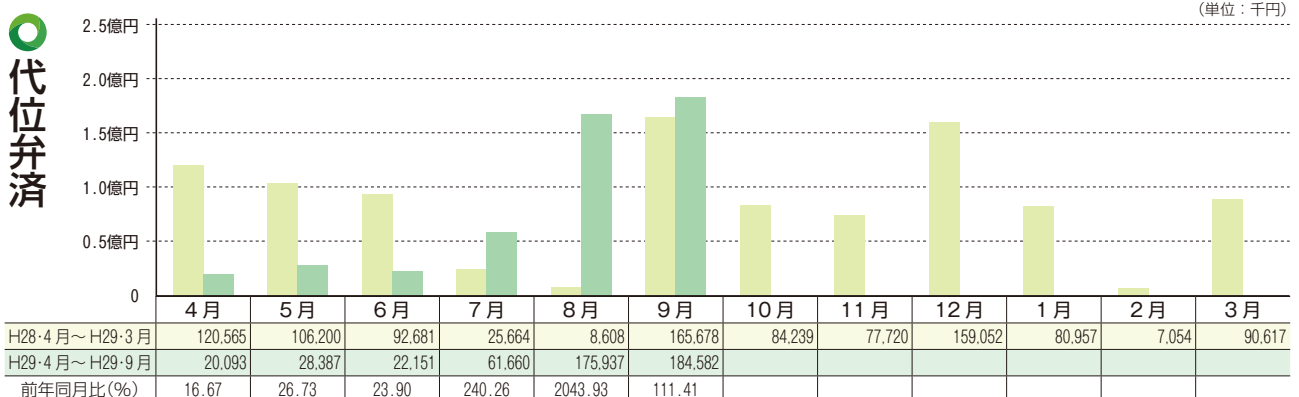
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



# 本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

保証状況  
EHIME GUARANTEE

## 本・支所別保証状況 (平成 29 年 9 月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)
本所	259	2,512,442	56.58	1,307	12,306,527	76.98	10,550	73,413,768	93.15	2	2,557	1.85	26	209,144	77.87
新居浜	138	1,072,300	56.60	644	5,718,620	83.75	4,886	34,818,875	88.54	5	32,522	118.01	13	70,287	91.09
今治	106	1,114,592	60.34	484	4,355,508	83.67	3,320	24,196,299	91.82	4	129,062	-----	11	149,835	587.37
八幡浜	47	494,650	64.55	234	2,258,950	71.64	1,724	13,856,568	89.52	0	0	-----	8	22,665	26.27
宇和島	51	441,400	46.71	218	1,614,560	60.92	1,800	10,911,106	90.72	2	20,442	-----	6	40,879	66.08
合計	601	5,635,384	56.96	2,887	26,254,165	77.62	22,280	157,196,616	91.39	13	184,582	111.41	64	492,811	94.88

## 金融機関別保証状況 (平成 29 年 9 月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	204	2,489,054	934	10,689,219	40.71	8,500	76,498,009	48.66	9	178,834	28	335,853	68.15	
	四国	4	48,000	14	110,300	0.42	201	1,829,877	1.16	0	0	0	0	0.00	
	百十四	12	123,500	53	499,340	1.90	331	3,005,127	1.91	0	0	0	0	0.00	
	阿波	1	13,500	5	32,400	0.12	52	546,044	0.35	0	0	0	0	0.00	
	広島	13	76,500	57	719,300	2.74	574	4,458,315	2.84	0	0	0	0	0.00	
	中国	0	0	1	1,000	0.00	16	143,355	0.09	0	0	0	0	0.00	
	山口	1	10,000	5	80,000	0.30	51	731,298	0.47	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	2	8,649	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	0	0	0	0	0.00	25	616,046	0.39	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	1	15,014	0.01	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	1	8,000	1	8,000	0.03	8	49,552	0.03	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	1	30,000	1	30,000	0.11	18	224,221	0.14	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	184	1,678,700	943	8,689,640	33.10	6,885	43,154,373	27.45	2	2,557	21	123,708	25.10	
	香川	20	152,000	113	1,058,000	4.03	635	5,050,901	3.21	0	0	1	2,894	0.59	
高知	1	15,000	18	180,500	0.69	191	1,190,927	0.76	0	0	1	523	0.11		
徳島	7	62,000	18	160,150	0.61	117	899,893	0.57	0	0	0	0	0.00		
もみじ	1	2,000	2	12,000	0.05	3	12,284	0.01	0	0	0	0	0.00		
小計	450	4,708,254	2,165	22,269,849	84.82	17,610	138,433,884	88.06	11	181,390	51	462,978	93.95		
信用金庫	愛媛	110	716,930	555	3,156,916	12.02	3,490	14,122,307	8.98	1	2,705	9	23,291	4.73	
	川之江	7	53,000	29	164,000	0.62	152	815,018	0.52	0	0	0	0	0.00	
	東予	10	53,200	54	298,700	1.14	327	1,238,968	0.79	1	487	4	6,542	1.33	
	宇和島	22	95,000	77	304,300	1.16	628	2,013,469	1.28	0	0	0	0	0.00	
	観音寺	1	1,000	2	21,000	0.08	7	32,108	0.02	0	0	0	0	0.00	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	150	919,130	717	3,944,916	15.03	4,604	18,221,870	11.59	2	3,192	13	29,832	6.05		
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	1	5,000	0.02	8	22,572	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	1	8,000	4	34,400	0.13	58	518,290	0.33	0	0	0	0	0.00		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	1	8,000	5	39,400	0.15	66	540,862	0.34	0	0	0	0	0.00		
合計	601	5,635,384	2,887	26,254,165	100.00	22,280	157,196,616	100.00	13	184,582	64	492,811	100.00		

# 業種別保証状況

## 業種別保証状況 (平成 29 年 9 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比
製 造 業	103	992,362	467	5,353,222	20.39	3,552	32,564,789	20.72	5	131,767	13	226,342	45.93
食 料 品 工 業	16	151,900	54	636,100	2.42	515	4,870,737	3.10	0	0	5	75,672	15.36
織 維 品 工 業	13	221,062	70	863,312	3.29	415	4,829,996	3.07	5	131,767	5	131,767	26.74
木 材 ・ 木 製 品 工 業	3	18,000	17	178,500	0.68	135	1,749,348	1.11	0	0	0	0	0.00
家 具 ・ 建 具 工 業	6	22,500	18	86,850	0.33	96	554,642	0.35	0	0	0	0	0.00
紙 工 業	6	115,000	22	548,500	2.09	200	2,561,667	1.63	0	0	0	0	0.00
製 版 ・ 製 本 業	1	2,000	1	2,000	0.01	13	67,097	0.04	0	0	1	6,990	1.42
化 学 工 業	3	14,900	5	114,900	0.44	15	360,876	0.23	0	0	0	0	0.00
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	0	0	0.00	1	11,500	0.01	0	0	0	0	0.00
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	0	0	6	21,240	0.08	62	555,921	0.35	0	0	0	0	0.00
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0	1	10,000	0.04	5	58,289	0.04	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
窯 業	3	34,500	14	452,640	1.72	118	1,394,279	0.89	0	0	0	0	0.00
機 械 工 業	4	18,500	38	503,300	1.92	451	4,779,128	3.04	0	0	0	0	0.00
電 気 機 器 工 業	1	5,000	14	110,000	0.42	116	1,438,907	0.92	0	0	0	0	0.00
車 輜 工 業	3	16,000	4	21,000	0.08	15	168,010	0.11	0	0	0	0	0.00
船 舶 工 業	2	14,000	10	102,000	0.39	103	1,199,883	0.76	0	0	0	0	0.00
金 属 工 業	19	185,000	73	863,300	3.29	446	3,801,586	2.42	0	0	2	11,912	2.42
ソ フ ト ウ ェ ア 業	7	66,000	15	202,800	0.77	125	959,595	0.61	0	0	0	0	0.00
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0.00	4	10,091	0.01	0	0	0	0	0.00
農 林 漁 業	1	6,000	3	81,000	0.31	10	122,512	0.08	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 工 業	15	102,000	102	555,780	2.12	707	3,070,725	1.95	0	0	0	0	0.00
鉱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土 石 採 取 業	1	3,000	6	116,500	0.44	35	385,865	0.25	0	0	0	0	0.00
木 材 伐 出 業	1	9,000	2	14,000	0.05	5	42,309	0.03	0	0	1	830	0.17
建 設 業	160	1,722,300	737	6,559,105	24.98	5,700	36,778,405	23.40	5	30,664	11	65,645	13.32
卸 売 業	64	976,850	303	3,938,316	15.00	2,259	19,241,168	12.24	0	0	6	110,060	22.33
小 売 業	85	700,292	413	2,956,332	11.26	3,353	21,154,011	13.46	2	20,442	16	55,087	11.18
飲 食 店	38	136,600	206	932,910	3.55	1,507	5,086,223	3.24	0	0	12	24,068	4.88
不 動 産 業	20	277,500	64	591,700	2.25	552	4,565,561	2.90	1	1,709	1	1,709	0.35
運 送 業	20	268,500	113	1,639,940	6.25	998	12,137,569	7.72	0	0	0	0	0.00
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉 庫 業	0	0	1	5,000	0.02	14	88,083	0.06	0	0	0	0	0.00
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	2	8,000	2	8,000	0.03	9	36,707	0.02	0	0	0	0	0.00
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0	0	0	0.00	50	438,619	0.28	0	0	0	0	0.00
印 刷 業	4	38,500	22	258,100	0.98	183	1,427,058	0.91	0	0	0	0	0.00
出 版 業	0	0	1	3,000	0.01	23	151,222	0.10	0	0	0	0	0.00
サ ー ビ ス 業	98	452,480	525	3,722,690	14.18	3,902	22,740,767	14.47	0	0	4	9,070	1.84
物 品 賃 貸 業	0	0	11	93,460	0.36	90	679,496	0.43	0	0	0	0	0.00
宿 泊 業	0	0	11	174,500	0.66	126	1,847,510	1.18	0	0	0	0	0.00
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	14	61,900	70	315,500	1.20	567	1,959,284	1.25	0	0	1	2,894	0.59
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	1	1,000	6	31,000	0.12	78	785,884	0.50	0	0	0	0	0.00
旅 行 業	0	0	2	9,000	0.03	31	129,140	0.08	0	0	0	0	0.00
映 画 ・ 娯 楽 業	5	22,500	10	37,260	0.14	65	354,274	0.23	0	0	0	0	0.00
広 告 業	2	6,000	8	70,300	0.27	109	671,729	0.43	0	0	0	0	0.00
放 送 業	0	0	0	0	0.00	2	1,250	0.00	0	0	0	0	0.00
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	1	2,000	3	37,000	0.14	29	100,808	0.06	0	0	0	0	0.00
運 輸 サ ー ビ ス 業	2	11,000	8	76,000	0.29	35	202,095	0.13	0	0	0	0	0.00
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	0	0	2	15,000	0.06	18	70,453	0.04	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	9	30,900	56	340,740	1.30	345	1,950,239	1.24	0	0	0	0	0.00
専 門 サ ー ビ ス 業	11	33,300	57	154,300	0.59	443	929,540	0.59	0	0	1	260	0.05
技 術 サ ー ビ ス 業	7	17,500	51	235,300	0.90	354	1,405,332	0.89	0	0	0	0	0.00
医 療 ・ 福 祉 業	33	207,850	165	1,669,800	6.36	1,101	8,647,750	5.50	0	0	2	5,917	1.20
廃 棄 物 処 理 業	5	28,030	24	238,230	0.91	242	1,692,788	1.08	0	0	0	0	0.00
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	3	13,000	24	165,400	0.63	117	654,158	0.42	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	5	17,500	17	59,900	0.23	150	659,038	0.42	0	0	0	0	0.00
保 険 媒 介 代 理 業	5	50,000	22	117,350	0.45	118	273,456	0.17	0	0	0	0	0.00
郵 便 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通 信 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
イ ン タ ー ネ ッ ト 付 随 サ ー ビ ス 業	0	0	3	38,000	0.14	20	84,805	0.05	0	0	0	0	0.00
合 計	601	5,635,384	2,887	26,254,165	100.00	22,280	157,196,616	100.00	13	184,582	64	492,811	100.00

※平成 24 年 10 月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

## 金額別保証状況 (平成 29 年 9 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	70	63,392	297	265,992	1.01	2,281	1,129,512	0.72
1000 超 2000 以下	71	128,230	377	676,685	2.58	2,530	2,633,910	1.68
2000 超 3000 以下	83	240,850	428	1,234,986	4.70	2,802	4,749,120	3.02
3000 超 5000 以下	157	748,150	837	3,964,240	15.10	5,696	16,190,142	10.30
5000 超 10000 以下	96	836,300	405	3,479,500	13.25	3,404	18,215,099	11.59
10000 超 15000 以下	27	374,900	115	1,568,400	5.97	1,207	10,392,948	6.61
15000 超 20000 以下	21	409,562	109	2,090,562	7.96	1,134	13,630,240	8.67
20000 超 30000 以下	45	1,253,000	165	4,608,200	17.55	1,513	26,588,943	16.91
30000 超 50000 以下	25	1,146,000	108	4,752,000	18.10	1,093	31,661,670	20.14
50000 超 60000 以下	1	58,000	11	643,000	2.45	188	6,825,754	4.34
60000 超 70000 以下	3	192,000	10	656,000	2.50	109	5,083,395	3.23
70000 超 80000 以下	0	0	18	1,415,600	5.39	223	11,147,414	7.09
80000 超 100000 以下	2	185,000	3	285,000	1.09	42	2,453,078	1.56
100000 超 120000 以下	0	0	1	104,000	0.40	15	1,282,179	0.82
120000 超 150000 以下	0	0	1	150,000	0.57	13	1,186,634	0.75
150000 超 200000 以下	0	0	2	360,000	1.37	30	4,026,579	2.56
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
<b>合 計</b>	<b>601</b>	<b>5,635,384</b>	<b>2,887</b>	<b>26,254,165</b>	<b>100.00</b>	<b>22,280</b>	<b>157,196,616</b>	<b>100.00</b>

## 期間別保証状況 (平成 29 年 9 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	5	173,000	11	241,000	0.92	6	139,000	0.09
3 力月超 6 力月以下	12	152,300	38	487,300	1.86	39	569,473	0.36
6 力月超 1 力年以下	19	271,300	78	1,376,816	5.24	168	3,216,998	2.05
1 力年超 2 力年以下	25	236,500	77	692,230	2.64	341	2,878,653	1.83
2 力年超 3 力年以下	46	217,430	195	574,430	2.19	1,321	2,455,408	1.56
3 力年超 4 力年以下	11	81,492	57	255,572	0.97	482	1,978,793	1.26
4 力年超 5 力年以下	316	1,596,050	1,634	7,746,200	29.50	12,473	42,227,897	26.86
5 力年超 7 力年以下	99	1,309,250	463	6,830,980	26.02	3,901	39,703,829	25.26
7 力年超 10 力年以下	63	1,449,062	312	7,465,137	28.43	3,275	56,554,251	35.98
10 力年超	5	149,000	22	584,500	2.23	274	7,472,315	4.75
<b>合 計</b>	<b>601</b>	<b>5,635,384</b>	<b>2,887</b>	<b>26,254,165</b>	<b>100.00</b>	<b>22,280</b>	<b>157,196,616</b>	<b>100.00</b>

## 使途別保証状況 (平成 29 年 9 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	523	5,197,554	2,484	24,203,365	92.19	19,449	141,336,035	89.91
設 備 資 金	43	227,830	217	988,930	3.77	1,816	10,309,504	6.56
運 転 設 備 資 金	35	210,000	186	1,061,870	4.04	1,015	5,551,077	3.53
<b>合 計</b>	<b>601</b>	<b>5,635,384</b>	<b>2,887</b>	<b>26,254,165</b>	<b>100.00</b>	<b>22,280</b>	<b>157,196,616</b>	<b>100.00</b>

# 市町制度保証状況

市町制度保証状況 (平成 29 年 9 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証承諾				保証債務残高	
		当月中		当月末		当月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市	四国中央	26	74,100	85	273,450	485	983,698
	新居浜	15	51,000	105	373,900	441	951,057
	西条	32	112,100	126	465,440	776	1,732,233
	今治	39	128,500	207	702,500	1,042	2,262,285
	松山	109	331,892	486	1,482,882	3,773	7,003,567
	東温	3	11,000	20	59,200	139	238,067
	伊予	1	5,000	4	18,200	23	47,382
	大洲	6	18,500	32	101,150	211	423,172
	八幡浜	3	10,550	31	99,550	142	259,451
	西予	4	18,500	27	106,800	169	355,274
宇和島	22	67,900	114	377,200	837	1,601,769	
	<b>小計</b>	<b>260</b>	<b>829,042</b>	<b>1,237</b>	<b>4,060,272</b>	<b>8,038</b>	<b>15,857,955</b>
町	久万高原	1	3,000	4	7,000	7	12,969
	内子	0	0	3	13,000	27	60,854
	伊方	1	2,400	1	2,400	4	13,333
	鬼北	0	0	0	0	0	0
	松野	1	3,000	4	12,260	5	13,226
	愛南	0	0	2	6,000	17	22,339
	<b>小計</b>	<b>3</b>	<b>8,400</b>	<b>14</b>	<b>40,660</b>	<b>60</b>	<b>122,721</b>
<b>合計</b>		<b>263</b>	<b>837,442</b>	<b>1,251</b>	<b>4,100,932</b>	<b>8,098</b>	<b>15,980,676</b>

季節資金		保証承諾				保証債務残高	
		当月中		当月末		当月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
松山	0	0	0	0	0	0	
新居浜	0	0	0	0	0	0	
<b>合計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

設備近代化資金		保証承諾				保証債務残高	
		当月中		当月末		当月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
松山	6	22,250	49	146,860	297	674,614	
(うち公害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
今治	4	22,030	15	57,730	70	222,658	
<b>合計</b>		<b>10</b>	<b>44,280</b>	<b>64</b>	<b>204,590</b>	<b>367</b>	<b>897,272</b>

小口資金		保証承諾				保証債務残高	
		当月中		当月末		当月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
今治	0	0	0	0	1	200	
<b>合計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>200</b>	

振興資金(緊急)		保証承諾				保証債務残高	
		当月中		当月末		当月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
四国中央	8	62,000	28	166,000	135	677,055	
新居浜	2	20,000	14	107,000	95	436,459	
今治	16	143,500	57	504,500	301	1,716,665	
松山	0	0	0	0	73	234,448	
八幡浜	6	35,000	21	127,300	61	265,379	
西予	3	18,500	5	35,500	54	289,386	
<b>合計</b>		<b>35</b>	<b>279,000</b>	<b>125</b>	<b>940,300</b>	<b>719</b>	<b>3,619,391</b>

振興資金(経営安定化)		保証承諾				保証債務残高	
		当月中		当月末		当月末	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
松山	2	14,500	11	63,500	294	585,847	
今治	0	0	7	41,000	82	185,251	
<b>合計</b>		<b>2</b>	<b>14,500</b>	<b>18</b>	<b>104,500</b>	<b>376</b>	<b>771,097</b>

平成29年9月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

**保証債務残高**

Best  
**10**

前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	<b>1</b>	愛媛銀行	本店営業部	512	5,546,429
2 →	<b>2</b>	伊予銀行	今治支店	328	4,173,552
3 →	<b>3</b>	伊予銀行	本店営業部	238	3,820,035
4 →	<b>4</b>	伊予銀行	新居浜支店	347	3,641,255
5 →	<b>5</b>	伊予銀行	西条支店	396	3,625,790
6 →	<b>6</b>	伊予銀行	宇和島支店	300	3,127,887
7 →	<b>7</b>	伊予銀行	本町支店	274	2,535,066
8 →	<b>8</b>	伊予銀行	八幡浜支店	194	2,383,844
9 →	<b>9</b>	伊予銀行	川之江支店	174	2,057,281
10 →	<b>10</b>	伊予銀行	空港通支店	240	1,982,572

**保証承諾**

Best  
**10**  
(当月中)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
10 ↗	<b>1</b>	愛媛銀行	本店営業部	13	355,500
4 ↗	<b>2</b>	伊予銀行	今治支店	13	316,062
77 ↗	<b>3</b>	伊予銀行	本店営業部	9	255,000
43 ↗	<b>4</b>	伊予銀行	宇和島支店	7	138,500
52 ↗	<b>5</b>	伊予銀行	中浜支店	9	132,000
181 ↗	<b>6</b>	愛媛信用金庫	石井支店	11	124,100
75 ↗	<b>7</b>	愛媛銀行	本町支店	3	111,000
45 ↗	<b>8</b>	愛媛信用金庫	久米支店	8	105,300
94 ↗	<b>9</b>	愛媛銀行	八幡浜支店	9	96,800
2 ↘	<b>10</b>	伊予銀行	川之江支店	4	87,000

**保証承諾**

Best  
**10**  
(当月末)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月末)	
				件数	金額(千円)
1 →	<b>1</b>	愛媛銀行	本店営業部	66	1,578,250
7 ↗	<b>2</b>	伊予銀行	今治支店	42	629,262
2 ↘	<b>3</b>	伊予銀行	川之江支店	19	562,000
15 ↗	<b>4</b>	伊予銀行	本店営業部	24	519,400
4 ↘	<b>5</b>	伊予銀行	新居浜支店	23	441,200
3 ↘	<b>6</b>	愛媛銀行	新居浜支店	39	430,700
5 ↘	<b>7</b>	伊予銀行	松前支店	26	410,100
8 →	<b>8</b>	伊予銀行	西条支店	38	378,100
6 ↘	<b>9</b>	伊予銀行	八幡浜支店	34	349,000
9 ↘	<b>10</b>	愛媛信用金庫	今治支店	31	348,216

# 金融機関店舗別保証状況

平成 29 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	7	22,776	39.86	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	0	0	0.00	15	411,745	115.12	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	2	156,880	294.25	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	0	0	0.00	1	24,645	85.19	0	0	0.00
計	0	0	0.00	0	0	0.00	25	616,046	123.94	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	-----	0	0	-----	1	15,014	60.03	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	1	15,014	60.03	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	1	8,000	-----	1	8,000	-----	6	46,225	74.79	0	0	0.00
松 山	0	0	-----	0	0	-----	2	3,327	69.10	0	0	0.00
計	1	8,000	-----	1	8,000	-----	8	49,552	72.65	0	0	0.00
三菱東京 高 松 中 央	0	0	-----	0	0	-----	6	89,249	118.24	0	0	0.00
高 松	1	30,000	100.00	1	30,000	60.00	10	121,802	91.91	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	-----	0	0	-----	1	4,332	42.38	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	0	0	-----	1	8,838	-----	0	0	0.00
計	1	30,000	100.00	1	30,000	60.00	18	224,221	102.75	0	0	0.00
伊 予 本 店	9	255,000	105.81	24	519,400	89.09	238	3,820,035	80.45	0	0	0.00
本 町	4	10,000	9.30	21	106,700	33.29	274	2,535,066	88.46	0	0	0.00
城 北	0	0	-----	0	0	-----	2	5,186	76.33	0	0	0.00
松山駅前	4	38,500	296.15	14	82,200	35.58	157	1,234,642	82.11	0	0	0.00
湊 町	6	43,992	129.39	22	329,992	116.03	159	1,628,447	97.71	3	15,708	0.97
小 栗	0	0	0.00	9	78,000	50.81	78	475,941	87.37	0	0	0.00
立 花	2	23,000	460.00	7	63,000	165.79	48	230,880	97.74	0	0	0.00
新 立	0	0	0.00	1	10,000	28.57	38	253,049	91.83	0	0	0.00
大 街 道	3	8,500	85.00	21	98,980	70.98	124	755,718	98.30	0	0	0.00
一 万	5	81,000	44.02	12	180,000	89.33	103	827,898	90.85	0	0	0.00
道 後	3	65,000	1,300.00	15	263,400	125.43	168	1,795,215	95.85	0	0	0.00
東 野	0	0	0.00	10	58,200	300.00	51	217,328	97.10	0	0	0.00
三 津 浜	5	35,000	19.83	19	239,800	44.49	186	1,715,636	91.62	3	51,344	2.85
水産市場	0	0	-----	0	0	0.00	6	64,962	73.62	0	0	0.00
松 山 北	2	5,500	5.24	7	28,700	10.47	213	1,831,134	124.54	0	0	0.00
中央市場	0	0	0.00	2	8,000	84.21	39	337,447	102.26	0	0	0.00
空 港 通	5	44,000	14.29	24	333,500	67.28	240	1,982,572	96.79	0	0	0.00
余 戸	3	45,000	214.29	14	250,175	126.03	134	1,084,944	88.80	0	0	0.00
味 生	2	17,000	29.31	6	56,000	46.94	58	392,324	101.03	0	0	0.00
石 井	3	12,000	15.58	8	68,000	45.64	76	804,911	81.35	0	0	0.00
椿	1	3,000	15.79	7	48,000	34.61	105	682,535	95.00	0	0	0.00
久 米	4	32,500	45.14	11	83,000	54.53	110	629,076	84.47	1	1,078	0.17
福 音 寺	2	6,000	19.35	18	217,300	173.15	97	853,894	105.35	0	0	0.00
小 野	1	22,000	-----	6	44,000	133.33	44	423,137	108.62	0	0	0.00
堀 江	2	15,000	300.00	5	28,500	239.50	62	341,705	86.89	0	0	0.00
和 気	2	6,000	35.29	7	23,500	34.56	57	274,994	86.92	0	0	0.00
森 松	2	13,000	144.44	16	128,000	181.56	139	709,162	104.55	0	0	0.00
中 島	2	10,000	-----	2	10,000	20.33	23	144,763	83.30	0	0	0.00
北 条	3	7,000	12.28	16	126,000	61.05	158	882,476	87.06	4	64,904	6.85
横 河 原	2	13,000	32.50	7	51,000	61.82	76	535,208	101.33	0	0	0.00
川 内	0	0	0.00	3	90,300	50.17	60	785,039	94.27	0	0	0.00
砥 部	1	6,000	-----	8	116,000	88.75	80	600,606	112.04	0	0	0.00
松 前	3	48,000	37.50	26	410,100	88.29	138	1,731,907	93.29	0	0	0.00
郡 中	1	15,000	18.43	18	289,400	110.50	140	1,294,501	93.71	0	0	0.00
上 灘	0	0	-----	0	0	0.00	16	125,314	137.17	0	0	0.00
中 山	1	20,000	200.00	3	28,200	40.29	12	115,738	88.13	0	0	0.00
久 万	1	3,000	15.00	5	70,000	80.46	44	480,098	98.60	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。



平成 29 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 今 治	13	316,062	58.49	42	629,262	68.76	328	4,173,552	84.27	4	129,062	2.92
中 浜	9	132,000	101.54	22	226,000	59.47	151	1,470,184	96.11	2	3,977	0.27
日 吉	3	38,500	59.23	18	282,000	104.44	174	1,486,525	90.47	0	0	0.00
今 治 南	1	7,000	53.85	8	55,500	46.64	71	534,969	94.42	0	0	0.00
波 止 浜	2	4,500	22.50	15	178,200	108.66	76	674,458	96.50	0	0	0.00
鳥 生	3	23,000	25.47	13	82,900	35.84	96	738,690	98.26	1	1,619	0.22
桜 井	2	60,000	300.00	10	129,500	498.08	61	386,324	104.68	0	0	0.00
菊 間	1	10,000	285.71	6	41,000	46.86	50	411,602	97.68	0	0	0.00
大 島	2	15,000	150.00	13	101,500	57.18	90	790,519	89.18	0	0	0.00
伯 方	4	63,500	211.67	9	100,500	96.82	55	541,763	96.01	0	0	0.00
宮 浦	0	0	0.00	2	30,000	42.86	27	259,787	92.64	0	0	0.00
新 居 浜	2	70,000	67.90	23	441,200	68.24	347	3,641,255	73.62	2	27,387	0.69
角 野	5	75,900	70.28	18	286,500	120.03	161	1,729,026	101.68	0	0	0.00
新居浜東	1	4,000	26.67	9	69,500	101.46	93	572,256	81.77	0	0	0.00
中 萩	2	23,000	61.66	11	75,400	43.51	85	822,623	88.01	0	0	0.00
土 居	1	4,000	17.02	7	39,000	47.56	101	610,407	90.65	1	13,344	2.09
三 島	4	23,600	11.32	19	91,600	23.98	184	1,661,185	85.61	0	0	0.00
川 之 江	4	87,000	57.50	19	562,000	211.84	174	2,057,281	87.48	0	0	0.00
西 条	9	73,500	47.67	38	378,100	49.22	396	3,625,790	88.51	0	0	0.00
三 芳	0	0	0.00	4	59,700	39.67	68	675,892	89.06	0	0	0.00
壬 生 川	9	80,500	149.07	26	220,800	54.18	129	1,171,725	94.84	1	1,943	0.16
丹 原	3	8,000	-----	3	8,000	32.00	25	163,531	90.96	1	2,254	1.32
小 松	1	1,500	30.00	5	69,500	73.39	69	631,951	97.29	0	0	0.00
八 幡 浜	4	15,000	75.00	34	349,000	57.69	194	2,383,844	83.98	0	0	0.00
大洲本町	1	15,000	600.00	4	89,950	352.75	45	285,287	97.54	0	0	0.00
大 洲	4	37,000	43.53	24	329,700	113.69	176	1,920,757	85.19	1	1,186	0.06
長 浜	2	26,000	36.11	4	36,000	39.13	44	584,348	81.16	0	0	0.00
五 十 崎	1	85,000	-----	5	101,000	112.85	42	409,128	95.37	0	0	0.00
内 子	1	30,000	-----	9	134,100	209.53	67	635,391	99.85	0	0	0.00
川 之 石	0	0	-----	4	26,000	179.31	20	110,383	107.66	0	0	0.00
伊 方	0	0	-----	1	2,500	-----	13	45,403	61.94	0	0	0.00
三 机	0	0	-----	0	0	-----	1	5,000	100.00	0	0	0.00
三 崎	1	2,400	48.00	1	2,400	48.00	21	121,842	91.63	0	0	0.00
三 瓶	1	2,500	6.58	4	45,500	83.79	37	228,276	89.23	0	0	0.00
宇 和 島	7	138,500	50.83	19	237,300	34.81	300	3,127,887	88.92	1	286	0.01
追 手	0	0	-----	0	0	-----	1	337	64.31	0	0	0.00
卯 之 町	2	3,700	37.00	7	25,800	26.19	84	597,482	93.84	0	0	0.00
野 村	2	14,000	140.00	12	70,800	60.00	73	497,427	98.12	0	0	0.00
高 山	0	0	0.00	0	0	0.00	11	119,012	88.15	0	0	0.00
吉 田	0	0	0.00	5	68,500	156.75	37	234,694	78.58	2	20,442	7.98
近 永	2	13,000	260.00	6	50,000	80.65	47	459,852	90.42	0	0	0.00
松 丸	1	3,000	-----	5	62,260	177.89	14	82,265	121.24	0	0	0.00
岩 松	2	5,900	295.00	5	12,400	42.76	43	240,030	97.47	0	0	0.00
愛 南	3	36,000	-----	8	64,000	108.29	89	739,694	100.25	1	1,319	0.17
富 田	1	3,000	30.00	11	49,300	28.66	66	390,475	95.12	0	0	0.00
古 川	2	10,000	125.00	17	120,200	133.56	105	538,077	100.39	0	0	0.00
牛 渕	1	5,500	44.00	3	17,500	48.61	59	253,488	90.79	0	0	0.00
原 町	0	0	0.00	4	29,500	38.06	45	291,878	78.21	0	0	0.00
日 高	0	0	-----	1	10,000	55.56	6	42,987	87.16	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	1	16,024	58.55	0	0	0.00
三 津 東	0	0	-----	1	3,000	200.00	4	8,711	59.89	0	0	0.00
桑 原	1	20,000	100.00	3	29,000	21.64	47	398,689	100.24	0	0	0.00
観 音 寺	0	0	-----	0	0	-----	1	16,275	77.44	0	0	0.00
大 西	0	0	0.00	2	27,000	41.54	43	278,286	77.03	0	0	0.00
計	204	2,489,054	55.22	934	10,689,219	70.49	8,500	76,498,009	89.43	28	335,853	0.43

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
<b>四国</b>												
松 山	1	3,000	-----	4	19,000	23.75	45	352,479	118.48	0	0	0.00
松 山 南	1	5,000	-----	2	11,000	9.82	23	191,378	65.65	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	1	3,300	7.42	29	440,073	84.10	0	0	0.00
八 幡 浜	1	10,000	41.67	2	15,000	14.15	30	340,031	103.81	0	0	0.00
宇 和 島	0	0	0.00	3	12,000	7.64	46	294,796	88.28	0	0	0.00
御 荘	0	0	-----	0	0	-----	2	2,355	57.51	0	0	0.00
松 山 西	0	0	-----	0	0	0.00	18	143,548	51.63	0	0	0.00
四国中央	1	30,000	-----	2	50,000	-----	8	65,217	131.99	0	0	0.00
計	<b>4</b>	<b>48,000</b>	<b>39.83</b>	<b>14</b>	<b>110,300</b>	<b>19.54</b>	<b>201</b>	<b>1,829,877</b>	<b>81.58</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>百十四</b>												
松 山	2	35,000	53.03	7	49,500	18.57	100	1,176,937	106.12	0	0	0.00
新 居 浜	3	7,000	46.67	11	112,000	207.41	56	568,506	103.47	0	0	0.00
三 島	3	56,000	61.54	9	81,500	53.69	38	303,516	106.66	0	0	0.00
今 治	4	25,500	25.25	14	166,500	79.67	60	664,916	130.61	0	0	0.00
西 条	0	0	-----	12	89,840	898.40	77	291,252	96.42	0	0	0.00
計	<b>12</b>	<b>123,500</b>	<b>45.24</b>	<b>53</b>	<b>499,340</b>	<b>72.23</b>	<b>331</b>	<b>3,005,127</b>	<b>109.11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>阿波</b>												
松 山	1	13,500	77.14	5	32,400	127.06	48	480,272	111.72	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	0	0	-----	1	4,730	52.20	0	0	0.00
藍 住	0	0	-----	0	0	-----	2	22,900	79.90	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	0	0	-----	1	38,142	123.68	0	0	0.00
計	<b>1</b>	<b>13,500</b>	<b>77.14</b>	<b>5</b>	<b>32,400</b>	<b>127.06</b>	<b>52</b>	<b>546,044</b>	<b>109.54</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>広島</b>												
松 山	5	42,000	87.50	19	248,500	70.00	145	1,443,719	86.69	0	0	0.00
今 治	2	6,000	9.60	17	216,500	100.23	137	912,902	71.21	0	0	0.00
伊予西条	0	0	0.00	6	90,500	158.22	83	492,985	84.16	0	0	0.00
新 居 浜	1	5,000	-----	1	5,000	14.08	67	726,942	73.81	0	0	0.00
三 島	5	23,500	102.17	14	158,800	103.25	106	625,185	85.05	0	0	0.00
川 之 江	0	0	-----	0	0	0.00	30	118,343	41.42	0	0	0.00
因 島	0	0	0.00	0	0	0.00	5	133,750	81.14	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	-----	1	4,489	69.14	0	0	0.00
計	<b>13</b>	<b>76,500</b>	<b>55.35</b>	<b>57</b>	<b>719,300</b>	<b>86.30</b>	<b>574</b>	<b>4,458,315</b>	<b>78.08</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>中国</b>												
川 之 江	0	0	-----	1	1,000	-----	15	136,355	52.46	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	1	7,000	35.62	0	0	0.00
計	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-----</b>	<b>1</b>	<b>1,000</b>	<b>-----</b>	<b>16</b>	<b>143,355</b>	<b>51.28</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>山口</b>												
松 山	1	10,000	181.82	5	80,000	93.02	45	677,363	86.55	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	0	0	-----	5	48,277	55.18	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	0	0	-----	1	5,658	73.84	0	0	0.00
計	<b>1</b>	<b>10,000</b>	<b>181.82</b>	<b>5</b>	<b>80,000</b>	<b>93.02</b>	<b>51</b>	<b>731,298</b>	<b>83.32</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>西日本</b>												
広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,649	96.87	0	0	0.00
計	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-----</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-----</b>	<b>2</b>	<b>8,649</b>	<b>96.87</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>愛媛</b>												
本 店	13	355,500	87.89	66	1,578,250	160.34	512	5,546,429	93.72	0	0	0.00
中央市場	1	30,000	150.00	5	105,000	525.00	8	83,892	151.51	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	0	0	0.00	10	58,102	73.35	0	0	0.00
末 広 町	3	41,000	97.62	20	134,500	131.60	156	757,179	97.93	1	344	0.04
大 街 道	7	58,300	42.87	49	332,200	96.71	235	1,363,185	107.30	3	3,493	0.26
道 後	2	2,000	3.13	9	29,600	26.36	109	827,372	82.96	0	0	0.00
本 町	3	111,000	200.36	10	147,400	65.69	150	777,374	89.55	0	0	0.00
三 津 浜	5	15,000	28.57	19	213,000	90.06	140	844,436	83.69	1	1,455	0.17
立 花	6	65,500	163.75	20	155,400	47.89	120	752,088	97.13	0	0	0.00
久 米	4	28,500	33.33	19	191,200	60.41	142	1,100,993	99.96	1	848	0.08
余 戸	2	23,500	83.93	17	191,150	40.72	120	999,102	99.37	0	0	0.00
鴨 川	3	17,500	58.92	12	106,500	80.56	136	787,331	81.92	1	1,772	0.22

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 中央通	1	3,000	6.38	17	186,000	99.57	89	627,384	108.77	0	0	0.00
古川	2	8,500	18.92	11	67,500	21.92	139	715,117	93.16	0	0	0.00
桑原	2	10,000	-----	8	45,100	82.90	77	268,077	86.79	0	0	0.00
森松	1	10,000	2.20	17	226,700	38.33	203	1,675,773	106.17	0	0	0.00
空港通	0	0	0.00	11	80,000	89.59	142	628,546	89.55	1	3,339	0.51
石井	6	74,000	77.16	24	207,300	58.63	179	1,301,710	97.71	0	0	0.00
雄郡	2	59,000	694.12	8	131,500	78.27	77	513,337	87.49	1	2,386	0.47
重信	0	0	0.00	7	53,780	42.28	104	393,083	95.01	0	0	0.00
郡中	2	6,000	113.21	11	105,500	357.63	92	695,333	118.50	0	0	0.00
久万	0	0	-----	3	29,000	126.09	32	115,172	90.13	0	0	0.00
北条	5	22,000	80.00	16	160,000	141.64	109	541,963	91.28	3	57,151	9.89
川の江	0	0	0.00	5	15,000	6.09	95	625,565	74.33	0	0	0.00
三島	0	0	0.00	7	51,000	43.11	101	465,234	93.70	0	0	0.00
新居浜	5	24,000	47.06	39	430,700	190.83	174	1,488,387	89.51	0	0	0.00
新居浜東	2	5,500	7.30	21	231,000	240.63	94	591,932	94.64	1	8,380	1.44
泉川	4	18,000	180.00	12	100,100	57.36	83	411,112	93.12	0	0	0.00
西条	8	29,500	11.26	36	273,690	65.07	231	1,578,087	100.39	1	4,839	0.30
氷見	2	7,000	50.00	7	26,000	49.06	55	167,008	100.14	0	0	0.00
壬生川	3	8,100	45.00	11	58,400	27.44	68	379,051	96.33	0	0	0.00
丹原	1	5,000	-----	8	37,500	65.85	80	313,051	100.45	0	0	0.00
今治	3	13,500	16.88	35	172,200	72.26	239	1,606,150	90.47	0	0	0.00
旭町	2	39,000	41.98	27	241,700	75.89	147	739,344	89.27	1	9,029	1.22
波止浜	3	19,000	345.45	20	168,000	245.26	106	674,540	87.07	0	0	0.00
伯方	1	5,000	15.63	9	47,500	88.79	79	494,407	94.50	0	0	0.00
弓削	0	0	0.00	1	30,000	127.66	32	176,485	80.52	0	0	0.00
菊間	3	10,000	1,000.00	4	10,600	69.01	24	54,031	81.12	0	0	0.00
吉海	3	4,000	61.54	7	12,800	56.89	38	128,704	96.35	0	0	0.00
長浜	0	0	0.00	5	17,000	72.65	41	170,684	90.90	1	7,371	4.14
内子	0	0	0.00	4	17,500	18.76	72	608,215	86.13	0	0	0.00
大洲	1	10,000	35.71	13	69,950	36.43	133	624,776	76.00	2	2,756	0.42
八幡浜	9	96,800	106.37	29	257,500	136.24	116	923,056	95.36	1	528	0.06
三瓶	4	17,500	159.09	8	138,500	95.85	36	370,806	100.34	0	0	0.00
川の石	1	10,000	27.03	4	23,700	20.88	35	149,919	72.21	0	0	0.00
野村	2	29,000	145.00	7	71,500	286.00	34	217,693	112.96	0	0	0.00
卯之町	1	3,500	6.14	14	92,000	30.46	94	714,458	95.61	0	0	0.00
宇和島	2	40,000	12.23	18	287,100	49.87	182	1,591,746	82.27	1	18,308	1.12
近永	6	51,000	182.47	12	110,400	64.13	64	503,912	94.10	0	0	0.00
吉田	3	45,000	145.16	8	66,000	106.62	53	194,053	90.39	0	0	0.00
岩松	0	0	0.00	10	54,200	197.09	44	121,038	137.68	0	0	0.00
城辺	0	0	-----	9	67,100	280.75	57	266,856	100.35	0	0	0.00
宇和島南	1	5,000	333.33	10	66,500	260.78	68	224,994	95.63	0	0	0.00
見奈良	2	10,000	-----	11	51,700	93.15	63	329,226	91.53	0	0	0.00
今治東	1	5,000	500.00	6	35,000	133.59	68	256,834	95.45	0	0	0.00
湯築	0	0	0.00	0	0	0.00	30	74,904	77.96	0	0	0.00
松山駅前	2	7,000	12.73	9	34,130	35.44	64	183,177	86.79	0	0	0.00
味生	2	13,000	100.00	6	20,900	37.39	56	149,508	95.34	0	0	0.00
松末	6	23,400	101.74	17	105,900	301.71	71	375,540	131.92	0	0	0.00
中萩	1	5,000	166.67	13	82,500	128.50	75	268,455	113.87	0	0	0.00
日高	4	18,500	284.62	8	29,200	91.82	84	356,601	86.62	0	0	0.00
三津浜東	0	0	0.00	4	6,650	63.33	29	53,728	76.78	0	0	0.00
金生	8	55,000	197.84	14	71,000	94.92	71	293,857	118.72	0	0	0.00
中之庄	2	5,500	26.19	6	45,500	83.64	45	213,298	91.77	0	0	0.00
飯岡	2	45,000	180.00	8	62,740	105.98	38	139,467	93.18	0	0	0.00
川内	3	7,500	7.31	13	95,000	66.41	68	394,611	90.41	0	0	0.00
桜井	0	0	0.00	4	60,900	146.04	58	197,181	87.38	0	0	0.00
松前	1	600	-----	11	106,600	169.21	76	677,237	119.12	0	0	0.00
姫原	1	1,000	-----	1	1,000	4.17	21	37,549	93.62	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 東 京	0	0	-----	0	0	-----	1	1,350	42.86	0	0	0.00
土 居	5	12,000	-----	11	53,500	124.42	49	260,616	65.48	0	0	0.00
砥 部	1	1,000	50.00	8	25,800	59.17	66	427,880	102.73	1	1,709	0.39
来 住	3	33,500	372.22	14	79,900	69.18	95	490,454	99.35	0	0	0.00
大 阪	0	0	-----	0	0	0.00	1	24,630	85.15	0	0	0.00
計	184	1,678,700	50.25	943	8,689,640	81.16	6,885	43,154,373	93.75	21	123,708	0.28
高知 松 山	0	0	0.00	3	27,000	21.65	30	333,186	112.48	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	4	18,000	56.25	25	128,357	72.68	0	0	0.00
新 居 浜	0	0	-----	1	15,000	23.08	50	263,398	77.78	0	0	0.00
八 幡 浜	1	15,000	-----	4	101,000	545.95	16	180,838	107.14	0	0	0.00
宇 和 島	0	0	0.00	3	12,000	22.02	41	163,370	81.60	0	0	0.00
城 辺	0	0	0.00	3	7,500	8.24	29	121,778	77.58	1	523	0.41
計	1	15,000	18.80	18	180,500	46.80	191	1,190,927	89.04	1	523	0.04
徳島 松 山	0	0	0.00	2	3,750	11.36	25	218,804	91.64	0	0	0.00
今 治	7	62,000	65.96	15	149,000	87.13	91	673,813	144.19	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	1	7,400	-----	1	7,276	-----	0	0	0.00
計	7	62,000	59.62	18	160,150	78.50	117	899,893	127.45	0	0	0.00
香川 松 山	1	5,000	147.06	8	146,000	176.76	76	767,884	84.54	0	0	0.00
松 山 西	1	3,000	-----	4	67,000	59.29	38	417,672	82.25	0	0	0.00
今 治	6	67,000	705.26	28	254,000	434.19	106	796,727	96.06	0	0	0.00
西 条	1	8,000	26.67	8	46,000	115.00	61	379,210	73.03	0	0	0.00
新 居 浜	4	32,000	-----	18	138,000	600.00	73	707,330	83.34	1	2,894	0.41
三 島	3	15,000	58.14	10	92,000	225.49	56	359,009	106.54	0	0	0.00
川 之 江	0	0	-----	6	66,000	153.49	69	745,163	80.12	0	0	0.00
大 洲	1	3,000	600.00	8	85,000	239.44	36	199,334	99.33	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	0.00	7	34,000	107.94	36	132,128	97.74	0	0	0.00
宇 和 島	3	19,000	-----	15	127,000	118.69	69	432,550	104.22	0	0	0.00
岩 松	0	0	-----	1	3,000	4.23	15	113,893	59.50	0	0	0.00
計	20	152,000	195.62	113	1,058,000	163.80	635	5,050,901	86.74	1	2,894	0.06
もみじ 福 山 東	1	2,000	-----	1	2,000	-----	0	0	-----	0	0	-----
因 島 田 熊	0	0	-----	0	0	-----	1	244	31.52	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	10,000	200.00	2	12,040	152.79	0	0	0.00
計	1	2,000	-----	2	12,000	240.00	3	12,284	141.95	0	0	0.00
愛媛信用 本 店	3	13,000	28.89	15	53,700	47.11	159	552,144	81.27	0	0	0.00
城 東	3	7,500	62.50	18	65,100	126.41	61	202,644	106.44	0	0	0.00
松山本町	2	9,000	54.55	12	113,000	151.96	74	295,682	93.76	0	0	0.00
道 後	2	3,500	46.67	7	37,800	77.14	63	223,879	91.99	0	0	0.00
東環東本	1	2,000	26.67	9	34,000	272.00	74	301,921	93.50	0	0	0.00
久 米	8	105,300	133.29	27	234,500	85.09	122	644,693	110.46	2	3,614	0.57
潮 見	4	25,000	96.15	11	53,500	60.07	73	348,767	90.10	0	0	0.00
余 戸	3	5,700	570.00	16	107,460	282.79	44	252,480	99.10	0	0	0.00
湊 町	0	0	-----	0	0	-----	2	256	46.75	0	0	0.00
中 央 通	2	13,850	69.25	6	28,390	67.60	44	140,251	106.77	0	0	0.00
石 井	11	124,100	12,410.00	21	176,200	197.76	134	674,952	86.76	0	0	0.00
平 井	4	2,800	62.22	21	39,100	105.68	79	255,389	91.69	0	0	0.00
齊 院	2	5,500	183.33	9	36,500	169.77	51	156,582	167.36	0	0	0.00
土 居 田	0	0	0.00	7	17,500	21.96	62	171,268	89.49	0	0	0.00
立 花	1	2,500	6.49	4	6,840	10.96	50	229,308	94.60	0	0	0.00
砥 部	3	8,900	58.17	24	164,210	160.20	86	373,349	110.05	0	0	0.00
横 河 原	0	0	0.00	8	37,000	231.25	39	116,872	132.32	0	0	0.00
久 万	1	3,000	-----	4	70,000	608.70	20	121,654	87.65	0	0	0.00
今 治	7	50,500	43.65	31	348,216	99.88	209	1,198,191	99.99	1	1,236	0.10

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 本 町	0	0	-----	0	0	-----	1	172	56.58	0	0	0.00
常 盤 町	2	5,000	125.00	8	53,200	113.19	92	313,379	106.29	1	2,884	0.91
鳥 生	2	54,000	270.00	11	110,000	109.34	63	373,419	115.08	0	0	0.00
波 止 浜	2	12,000	13.11	12	48,500	27.28	73	580,613	100.14	0	0	0.00
喜 田 村	3	12,500	75.76	16	92,000	119.17	102	358,716	99.93	1	2,029	0.56
壬 生 川	1	2,000	30.77	10	37,750	112.69	94	339,097	87.58	0	0	0.00
丹 原 岡	0	0	0.00	1	1,500	5.56	30	116,764	87.23	1	2,705	2.16
菊 間	1	1,030	51.50	8	29,230	188.58	25	66,277	108.52	0	0	0.00
大 西	4	14,000	466.67	12	57,500	179.69	53	216,832	101.55	0	0	0.00
八 幡 浜	3	37,750	1,510.00	7	52,650	57.86	85	441,528	81.47	2	9,993	2.15
江 戸 岡	0	0	-----	0	0	0.00	7	10,531	71.37	0	0	0.00
大 洲	1	3,500	12.50	4	11,000	21.57	42	226,224	93.79	1	830	0.36
野 村	0	0	0.00	5	28,900	46.99	25	112,978	113.25	0	0	0.00
宮 西	1	3,000	-----	4	11,000	33.54	40	106,055	89.56	0	0	0.00
今治立花	4	11,500	383.33	16	71,000	177.50	56	160,627	118.75	0	0	0.00
朝 生 田	1	1,000	-----	8	21,000	45.45	51	164,950	88.03	0	0	0.00
川 内	0	0	-----	4	7,600	11.29	30	166,294	101.82	0	0	0.00
とべ中央	2	31,000	114.81	13	121,520	96.87	92	339,483	106.16	0	0	0.00
垣 生	0	0	0.00	6	29,500	18.89	76	358,600	93.25	0	0	0.00
雄 郡	2	13,000	88.08	10	66,300	102.54	87	272,226	90.05	0	0	0.00
和 泉	4	11,000	275.00	17	56,700	76.62	97	284,055	99.92	0	0	0.00
港 南	0	0	0.00	2	12,500	35.82	12	86,165	46.45	0	0	0.00
郡 中	0	0	0.00	18	43,050	136.67	94	245,440	160.38	0	0	0.00
松 前	0	0	0.00	0	0	0.00	28	114,606	83.70	0	0	0.00
北 条	1	5,000	32.26	7	21,300	71.00	40	94,620	107.10	0	0	0.00
溝 辺	1	1,000	3.39	5	24,100	25.89	71	248,412	96.29	0	0	0.00
三 津 浜	4	18,500	925.00	18	70,950	200.42	95	267,950	110.53	0	0	0.00
味 生	0	0	0.00	6	41,500	125.76	37	146,539	109.30	0	0	0.00
西 条	1	10,000	100.00	10	42,850	68.56	108	484,621	85.64	0	0	0.00
新 居 浜	6	59,000	128.26	29	164,800	128.60	126	431,410	106.95	0	0	0.00
き し	3	23,000	112.75	16	91,950	170.28	89	322,308	102.86	0	0	0.00
中 菽	3	4,500	28.13	8	18,000	32.43	68	176,703	85.97	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	8	74,000	1,138.46	26	139,419	126.15	0	0	0.00
川 之 江	1	1,500	18.75	6	22,050	42.40	29	95,014	106.92	0	0	0.00
計	110	716,930	82.08	555	3,156,916	90.06	3,490	14,122,307	97.46	9	23,291	0.16
川之江 本 店	1	30,000	-----	8	74,000	370.00	33	183,388	111.21	0	0	0.00
上 分	0	0	0.00	2	10,000	8.73	32	170,461	91.51	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	1	2,000	11.11	16	54,950	87.21	0	0	0.00
南	4	13,000	-----	7	23,500	106.82	29	233,478	99.42	0	0	0.00
東	1	5,000	-----	6	27,000	158.82	18	76,773	104.61	0	0	0.00
西	1	5,000	-----	5	27,500	250.00	24	95,968	98.50	0	0	0.00
計	7	53,000	265.00	29	164,000	80.99	152	815,018	99.41	0	0	0.00
東予信用 本 店	2	35,000	437.50	12	79,000	178.73	60	233,782	104.47	2	1,941	0.86
泉 川	0	0	-----	3	11,000	64.71	28	95,445	80.15	0	0	0.00
川 東	0	0	-----	7	76,300	189.80	46	254,873	95.51	0	0	0.00
三 島	1	2,000	8.00	5	16,700	37.19	34	118,301	106.13	0	0	0.00
松 柏	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	2	4,600	37.58
寒 川	0	0	0.00	7	22,500	49.89	33	126,384	121.52	0	0	0.00
西 条	2	4,500	-----	6	43,500	543.75	34	113,114	115.43	0	0	0.00
小 松	1	1,000	12.50	2	4,000	22.35	29	76,601	86.52	0	0	0.00
中 菽	2	3,700	-----	5	13,200	-----	17	37,965	98.72	0	0	0.00
喜 多 川	2	7,000	-----	2	7,000	82.35	15	24,425	73.36	0	0	0.00
新居浜駅	0	0	0.00	5	25,500	129.44	31	158,078	98.75	0	0	0.00
計	10	53,200	69.36	54	298,700	121.67	327	1,238,968	97.59	4	6,542	0.54

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 29 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
宇和島 本店	9	36,500	1,216.67	28	87,000	183.93	171	567,751	95.62	0	0	0.00
恵美須町	3	5,000	6.29	14	42,500	37.78	106	420,281	88.85	0	0	0.00
新 橋	4	27,000	385.71	8	45,000	225.00	79	183,141	101.39	0	0	0.00
城 南	1	2,000	20.00	8	24,500	245.00	42	62,881	104.70	0	0	0.00
来	0	0	0.00	4	26,500	48.89	52	129,888	82.51	0	0	0.00
泉 町	2	4,500	-----	6	16,300	56.21	50	130,094	92.38	0	0	0.00
吉 田	0	0	-----	3	8,500	128.40	23	40,363	92.99	0	0	0.00
南 宇 和	0	0	0.00	1	9,000	9.84	35	236,451	104.08	0	0	0.00
三 間	0	0	-----	2	25,000	500.00	30	101,552	117.01	0	0	0.00
卯 之 町	3	20,000	-----	3	20,000	400.00	40	141,068	85.07	0	0	0.00
計	22	95,000	60.90	77	304,300	79.84	628	2,013,469	94.58	0	0	0.00
観音寺 四国中央	1	1,000	-----	2	21,000	-----	7	32,108	-----	0	0	0.00
計	1	1,000	40.00	2	21,000	466.67	7	32,108	294.73	0	0	0.00
商工中金 松 山	1	8,000	50.00	4	34,400	215.00	57	497,826	80.13	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	0.00	1	20,464	103.42	0	0	0.00
計	1	8,000	50.00	4	34,400	95.56	58	518,290	80.85	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	1	5,000	-----	4	10,849	139.55	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	0	0	-----	3	4,144	134.98	0	0	0.00
中央農協	0	0	-----	0	0	-----	1	7,579	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	5,000	-----	8	22,572	173.04	0	0	0.00
総合計	601	5,635,384	56.96	2,887	26,254,165	77.62	22,280	157,196,616	91.39	64	492,811	0.31

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

## 1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

### ① 一般・提携及び統一制度

（平成29年10月1日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,250	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協同融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要)
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500	5年以内	徴求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000	7年以内	原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 優良ランク保証Ⅲ （ファイン1000）	県内に事業所を有し、財務内容が健全な個人事業者で、所定の資格要件を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
	12 地域産業応援保証 （すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	13 事業成長支援保証 （まるサポ2000）	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求
設備			※但し、既保証残高を含む	15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則代表者1名	
14 ぐるり瀬戸内活性化保証 （せとうち保証）	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則代表者1名	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
全 国 統 一 保 証	15	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない  必要に応じ徴求	
	16	当座貸越(貸付専用型) 根保	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要)  必要に応じ徴求	
	17	長期経営資金保証	中小企業者	運転	個人・会社 20,000	3年以上10年以内	原則として徴求
				設備		3年以上20年以内	必要に応じ徴求
	18	予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧 借決済 資金は 対象外) 2,000	※但し、小口零細企業保証制度を利用 する場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保 証制度を利用する場合は 7年以内〔運転資金につ いては5年以内とする〕) ※信用保証書の有効期間 は、365日	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	19	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	20	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機 関の支援を受けつつ、自ら事業計画 の策定並びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000  組 合 48,000	5年以内	必要に応じ徴求
設備				7年以内		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
借換				10年以内			
21	経営者保証ガイドライン対応保証	中小企業者(個人事業主は除く)(但 し、「経営者保証に関するガイドラ イン」において求められている対策 が講じられている者)	運転	会 社 ・特定非営利活動法人 28,000  組 合 48,000	3年以内	有担保無保証人要件の 場合に限り徴求する	
			設備		5年以内	徴求しない	
22	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金 の残高があり、その全部又は一部に ついて返済条件の緩和を行っている もので、金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに計画の実行及 び進捗の報告を行う中小企業者	運転 設備 借換 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000  組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求		

## ② 県制度(愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
経 営 安 定 資 金	23	一般資金	中小企業者	運転 設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり 1中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徴求
				10年以内	必要に応じ徴求	
	24	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者(※1)	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定 したものに限る	1年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
	25	小口資金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者に あっては、小規模企業者であって、原 則として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、運転資金及び特別小口保険利 用の場合は1,250とする	7年以内 (但し、特別小口保険利用 の場合は5年以内)
設備				10年以内 (但し、特別小口保険利用 の場合は7年以内)		必要に応じ徴求 (但し、特別小口保険利用 の場合は徴求しない)
26	短期資金	中小企業者	運転 知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求	



制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
27	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
28	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
29	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要に応じ徴求	
新事業 創出 支援 資金	30	創業等関連資金	運転	個人・会社 1,500	7年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業等を行うとする個人及び会社 にあっては、自己資金額を限度額とする	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	31	創業関連資金	運転	個人・会社 1,000	7年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	32	支援創業関連保証	運転	個人・会社 1,500	7年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	33	再挑戦支援資金	運転	個人・会社 1,000	7年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	34	支援創業関連保証	運転	個人・会社 1,500	7年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	35	事業承継支援枠	県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
				設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
36	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1) 又は 中小企業者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あた り1中小企業者の限度額	7年以内 (但し、経営力強化保証を 利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あた り1中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
37	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※組合転貸の場合は、1組合員あた り1中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求	
38	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求	
39	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める					

### ③ 市町制度

制度名		対象	資金 用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段：担保 下段：保証人
40	中小企業振興資金 融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による （最長 5 年）	必要に応じ徵求  必要に応じ徵求
41	中小企業緊急経営資金 融資制度保証 （現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱）	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保 証と合算して、1,000 とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による （最長 6 年）	必要に応じ徵求  必要に応じ徵求
42	中小企業経営安定化 資金融資制度保証 （現在、松山市・今治市のみ取扱）	特定中小企業者（※1）	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保 証及び中小企業緊急経営資金融資制度 保証と合算して、1,000 とする	各市町の 融資条件による （最長 7 年）	必要に応じ徵求  必要に応じ徵求
43	中小企業季節資金 融資制度保証 （松山市・新居浜市のみ取扱）	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による （最長 5 ヶ月）	必要に応じ徵求  必要に応じ徵求
44	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 （松山市・今治市のみ取扱）	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による （最長 7 年）	必要に応じ徵求  必要に応じ徵求
45	小企業特別小口資金 融資制度保証 （現在、取扱市町なし）	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5 年以内	徵求しない  徵求しない

## 2. 別枠保証

制度名		対象	資金 用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段：担保 下段：保証人
46	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徵求  必要に応じ徵求
47	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000 組 合 40,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徵求  必要に応じ徵求
48	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徵求
49	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徵求
50	経営安定関連保証 （セーフティネット保証）	中小企業信用保険法第 2 条 第 5 項第 1 号～ 8 号の認定 を受けた特定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10 年以内	必要に応じ徵求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 38,000 組 合 48,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徵求
51	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的 に被害を受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10 年以内	必要に応じ徵求  原則として徵求しない （法人は代表者のみ徵求）

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段:担保 下段:保証人
52	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
53	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
54	支援創業関連保証	創業関連保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
55	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
56	支援創業関連保証	再挑戦支援保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業破綻金融機関等関連特別保証	※A 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要)  必要に応じ徴求
	※B 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない  必要に応じ徴求
59	激甚災害保証	被災中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
60	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
61	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
62	商店街整備等 支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
63	伝統的工芸品 支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
64	地域伝統芸能 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
65	流通業務総合効率化 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
66	小規模事業者 支援関連保証	認定一般社団法人 及び一般財団法人 又は特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 特定非営利活動法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
67	特定中小企業再生 支援関連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
68	※C 地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
69	※D 海外地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業(需要の開拓に係るものに限る) を実施するものに限る)	運転	個人・会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
70	中心市街地商業等 活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般 財団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
71	中心市街地商業等 活性化支援 関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 56,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般 財団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
72	※E 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社 30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
73	※F 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
74	※G 異分野連携新事業 異分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
75	※H 周辺地域整備 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人(30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
76	※I 中小企業 特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企 業者(株式会社・特例有限会社・合名 会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満か つ(自己資本比率20%以上又は純資 産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本 事業利益率10%以上又はインタレス ト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ (自己資本比率20%以上又は純資産 倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本 事業利益率10%以上又はインタレス ト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本 比率15%以上又は純資産倍率1.5倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率5% 以上又はインタレスト・カバレッジ・ レシオ1.0倍以上)	運転	会 社 45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超 の保証の際は必要)
			設備	一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証と合計で50,000以内と する 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証及び一括支払契約保証と合 計で100,000以内とする		
77	※J 特定研究開発等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
78	※K 流動資産担保融資保証 (A B L 保証)	流動資産(売掛債権・棚卸 資産)を担保として借り入 れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証:1年間 (更新可)	売掛債権、棚卸資 産に限り徴求する (但し、棚卸資産は 法人のみが対象)
					個別保証:1年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
79	※L 下請振興関連保証	振興事業を 実施する 中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対す る売却権に限る)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更 生手続きを申し立てた中小 企業者であって、再生/更 生計画認可後3年を経過し ていない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
81	※M 事業再生円滑化 関連保証 (PLEDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特 定ADR)、中小企業基盤整 備機構又は中小企業再生支 援協議会が関与する私的整 理手続中の中小企業者	運転 設備 <small>(経済産業省 令で定めら れているも のに限る)</small>	個人・会社 28,000  組 合 48,000	3年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	※N 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンドバイ信用状による 海外現地資金調達を行う中 小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人・会社・組合 20,000	1年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	※O 農商工等連携事業関連保証	認定を受けた農商工等連携 事業計画に従って農商工等 連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	農商工等連携支援関連保証	認定を受けた農商工等連携 支援事業計画に従って農商 工等連携支援事業を行う認 定一般社団法人及び一般財 団法人又は特定非営利活動 法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、土法人は対象外)	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	※P 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	中小企業承継事業再生関連保証	産業競争力強化法第121条 に規定する中小企業承継事 業再生計画を主務大臣に提 出し、認定を受けた承継事 業者である中小企業者に限 る(但し、認定中小企業承 継事業再生計画に従って設 立される法人を除く)	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	組 合 48,000		
88	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化 事業計画に従って商店街活 性化事業を実施する商店街 振興組合等(組合員、所属 員を含む)	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
89	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	経営革新等支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
92	※Q 特定下請連携事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社 28,000 (40,000) 組合 48,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
93	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転 設備 (事業再生計画の実施に必要な資金)	個人・会社 28,000 組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	連携創業支援関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	地域産業資源活用支援関連保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
96	※R 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000) 組合 48,000 (120,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
97	地域経済牽引事業 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
98	地域経済牽引支援 関連保証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
99	追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し1,000万円を限度とする				
100	借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(てんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、激甚災害保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、地域産業集積関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営継承関連保証、中小企業継承事業再生関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保証に係る保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係る保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保証に係る保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
3. 特別小口保証に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限り、なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保証に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 激甚災害保証と経営安定関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証1,250万円)の範囲内で取り扱います。  
また、別枠を利用した場合、激甚災害保証および経営安定関連保証と東日本大震災復興緊急保証合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証2,500万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額となりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A破綻金融機関等関連特別保証および※B破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
2. ※C地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
3. ※D海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
4. ※E特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
5. ※F経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および

海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

6. ※G異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
(新事業開拓保証に該当する場合)  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(海外投資関係保証に該当する場合)  
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(流動資産担保保証に該当する場合)  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
7. ※H周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
8. ※I中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私募債の発行価格は56,000万円が限度となります。
9. ※J特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
10. ※K流動資産担保融資保証および※L下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
11. ※M事業再生円滑化関連保証(特例小口保証利用の場合を除く)および※N特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
12. ※O農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
(新事業開拓保証に該当する場合)  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(海外投資関係保証に該当する場合)  
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(流動資産担保保証に該当する場合)  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
13. ※P一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
14. ※Q特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
15. ※R経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。





区分	制度名	責任共有			責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）												
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用			
65	流通業務総合効率化関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					0.70	0.80											
66	小規模事業者支援関連保証	○															
67	特定中小企業再生支援関連保証	○															
68	地域産業資源活用事業関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 流動資産担保保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4）	○	○	○													
					0.70	0.80	0.68	1.00								○	
					0.70				1.00	0.70							○
					1.00				0.70								○
69	海外地域産業資源活用事業関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					0.70	0.80											
70	中心市街地商業等活性化関連保証	○															
71	中心市街地商業等活性化支援関連保証	○															
72	特定新技術事業活動関連保証 (下記以外) 新事業開拓保険（注5） (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					0.70	1.00	1.30										○
					0.70				0.80								
73	経営革新関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4） 海外投資関係保険利用	○	○	○													
					0.70	1.00	0.70	1.00							○		
					0.70				1.00	0.70							○
					1.00				0.70								○
74	異分野連携新事業分野開拓関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 流動資産担保保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4） 海外投資関係保険利用	○	○	○													
					0.70	1.00	0.68	1.00							○		
					0.70				1.00	0.70							○
					1.00				0.70								○
75	周辺地域整備関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 NPO法人（注12） 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4）	○	○	○													
					0.70	0.85	0.68	1.00							○		
					0.70				1.00	0.70							○
					1.00				0.70								○
76	中小企業特定社債保証	○	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
77	特定研究開発等関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4）	○	○	○													
					0.70	0.80											
					0.70				1.00	0.70							○
78	流動資産担保融資保証（ABL保証）	○	○														
79	下請振興関連保証	○															
80	事業再生保証（DIP保証）	○	○														
81	事業再生円滑化関連保証 （プレDIP保証） (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					1.76	0.85											
82	特定信用状関連保証（LC保証）	○	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
83	農工商等連携事業関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 流動資産担保保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4） 海外投資関係保険利用	○	○	○													
					0.70	0.80	0.68	1.00							○		
					0.70				1.00	0.70							○
					1.00				0.70								○
84	農工商等連携支援関連保証	○															
85	経営承継関連保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
86	一括支払契約保証（注9）	○	○		1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35	○			
87	中小企業承継事業再生関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
88	商店街活性化事業関連保証	○															
89	商店街活性化支援関連保証	○															
90	経営革新等支援関連保証	○															
91	情報提供支援関連保証	○															
92	特定下請連携事業関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4）	○	○	○													
					0.70	0.80											
					0.70				1.00	0.70							○
93	事業再生計画実施関連保証 （経営改善サポート保証）（注11） (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					0.70	0.80	0.80										
94	連携創業支援関連保証	○															
95	地域産業資源活用支援関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					0.70	0.80											
96	経営力向上関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険（注4） 海外投資関係保険利用	○	○	○													
					0.70	0.80	1.00	0.70							○		
					0.70				1.00	0.70							○
97	地域経済牽引事業関連保証 (下記以外) 特別小口保険利用	○	○	○													
					0.70	0.80											
98	地域経済牽引支援関連保証	○															
99	追認保証（注1）	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
100	借換保証（注2）	△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△			

【補足説明】

- (1) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものを、保証委託額に対する率とする。
- (2) 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料率強化に係る保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
  - ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者
  - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
  - ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者
- (3) 有担保割引の適用範囲が「○」の保証制度は、保証協会の定める担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- (4) 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参加を設置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- (注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
- (注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。
- (注3) 「小口等細企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保険特例含む＞の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できないに定める料率による。
- (注4) 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合、保証料率である。
- (注5) 「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- (注6) 協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じた0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
- (注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- (注8) 「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」については、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- (注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- (注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保証法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方のことを指す。
- (注11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実行保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換えとなる場合（保証付きの借入金の範囲内の額を借り換える場合に限り。）は、責任共有制度の対象外となります。
- (注12) 「NPO法人」とは、中小企業信用保証法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことを指す。

## 保証協会団信実績

| 平成29年8月 |

平成21年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

## ●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（\*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（\*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

## ●保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成29年8月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

3～8月件数	3～8月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
60件	41,277万円	1,036件	759,704万円	733万円	51.7歳

## 〈金融機関別〉

金融機関名	3～8月件数(件)	3～8月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	23	23,570	307	259,548
四国銀行	—	—	8	11,745
百十四銀行	—	—	11	16,200
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	—	—	10	8,470
愛媛銀行	17	11,610	289	222,635
香川銀行	1	500	14	15,560
高知銀行	—	—	20	14,347
徳島銀行	—	—	3	1,990
愛媛信金	12	3,197	258	140,822
東予信金	3	1,000	62	36,530
川之江信金	1	500	21	17,967
宇和島信金	2	600	30	12,590
三菱東京UFJ	—	—	1	500
商工中金	1	300	1	300
合計	60	41,277	1,036	759,704

## 松山市

県庁所在地である松山市は、愛媛県のほぼ中央にあり、温暖で雨の少ない恵まれた気候です。平成17年には北条市・中島町を合併し四国初の50万都市となりました。松山城、道後温泉など歴史的施設も多く、数々の文人を輩出している文学の町でもあります。

松山市(旧 松山市・北条市・中島町)  
人口…514,865人(H27年国勢調査)  
世帯数…231,805世帯(H27年松山市文書法制課)

# あすかのゆ 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉



道後の町に生まれた  
新しい温泉文化の発信拠点

数々の伝説が残る日本最古と言われる温泉・道後温泉に平成29年9月26日、飛鳥時代をイメージした道後温泉別館 飛鳥乃湯泉がオープンしました。

太古の道後をテーマに最先端アートで表現。エントランスには空気を浄化するゼオライト和紙で作ったシェード、木版壁画には和釘が用いられ、伊予かすりの暖簾が浴室の入り口で出迎えます。大浴場の壁面は砥部焼の陶板で霊峰石鏡山(男湯)と瀬戸内の海(女湯)が描かれ、露天風呂には暖ひのきのデコラパネル、菊間瓦の行燈など、県内に今も継承される伝統工芸の技術の数々を楽しめます。

道後温泉にまつわる伝説をテーマにした5つの個室休憩室の他、本館にある皇室専用浴室「又新殿」も再現、家族風呂として利用することも可能です。※特別浴室のみ事前予約有。



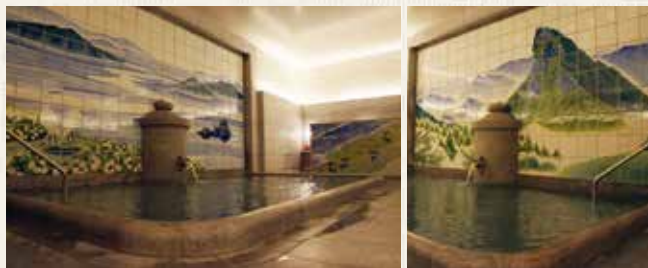
ちょっと寄り道

松山市立  
子規記念博物館  
しきねはんはくぶつかん



俳人・正岡子規が遺した作品の展示などを通して、その歩みを紹介。病と向き合いながら夏目漱石と50日あまりを過ごした愚陀佛庵も復元している。ミュージアムショップでは子規関連の書籍なども扱っており、文学に親しみ、理解を深めることができる。平成29年には子規・漱石・柳原極堂の生誕150年を記念し、数々のイベントを開催。

④松山市道後公園1-30  
⑤22台(30分あたり100円)  
☎089-931-5566 (休火曜(変動あり))  
🕒9:00~18:00(11月1日~4月30日は~17:00)  
料観覧料=400円・65歳以上200円・小中高生は無料、音声ガイド1台100円



### 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉

あすかのゆ

④松山市道後湯の町19番22号  
⑤有料(市営駐車場)  
☎089-932-1126  
🕒休日に1日のみ臨時休業  
🕒1階浴室7:00~23:00  
2階7:00~22:00  
⑥1階浴室[1階浴場入浴のみ]  
=大人(12歳以上)600円・小人(2歳以上、12歳未満)300円  
2階大広間[1階浴場入浴+2階大広間休憩室]=大人1250円・小人620円  
2階個室[1階浴場入浴+2階個室休憩室]=大人1650円・小人820円  
2階特別浴室[1階浴場入浴+2階特別浴室]=大人1650円・小人820円+1組2000円



## 本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館2・3階  
総務部／総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107  
電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170  
業務統括部／企業支援課 TEL089-931-2116 FAX089-931-2107  
TEL089-931-2114 FAX089-931-2107  
管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-2107  
監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-1026

## 松山事業部

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1階  
保証一課・保証二課・管理課 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町



## 新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階  
保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284  
管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

## 八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

## 今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町

## 宇和島支所

〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583

業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

